
県関係団体 経営改善計画

平成28年度～平成32年度

平成28年4月



目 次

第 1	県関係団体の経営改善計画に関する取組	1
第 2	県統一公表様式による経営改善計画の見方	4
第 3	各県関係団体の県統一公表様式による経営改善計画	7
	公益財団法人愛知県国際交流協会	9
	公益財団法人あいち男女共同参画財団	13
	公益財団法人愛知県文化振興事業団	15
	一般財団法人愛知県私学振興事業財団	19
	社会福祉法人愛知県厚生事業団	21
	公益財団法人愛知公園協会	25
	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	29
	公益財団法人あいち産業振興機構	33
	公益財団法人愛知県労働協会	37
	愛知県職業能力開発協会	41
	名古屋高速道路公社	43
	愛知県道路公社	47
	愛知県土地開発公社	49
	公益財団法人愛知県都市整備協会	51
	公益財団法人愛知水と緑の公社	55
	愛知県住宅供給公社	59
	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	63
	公益財団法人愛知県体育協会	67

第1 県関係団体の経営改善計画に関する取組

1 趣旨

愛知県の行財政改革の指針である「しなやか県庁創造プラン」（平成26年12月策定）において、公営企業や第三セクター等の経営状況は県財政や県民の負担に影響を及ぼす可能性があるため、県関係団体を含むこれらの団体の自律的かつ健全な経営を促進する必要があるとしています。

本県では、これまで平成15年度と平成23年度の2回、全ての県関係団体の経営改善計画策定を支援し、継続的な取組を促すことにより、一定の成果を挙げてきたところです。

しかし、高齢化の進展等により、県財政が依然として厳しい状況にあることから、平成28年度以降においても、県関係団体による経営改善計画策定等を支援することにより、団体の効果的・効率的な運営を引き続き促進していくこととしました。

なお、内容が様々である各団体の計画について、県民の皆様に分かりやすく事業内容や数値目標等をお伝えするため、「県統一公表様式」を用いて公表します。

2 計画期間

経営改善計画の取組期間は、原則、平成28年度から32年度までの5年間です。

3 対象団体（県関係団体の定義）

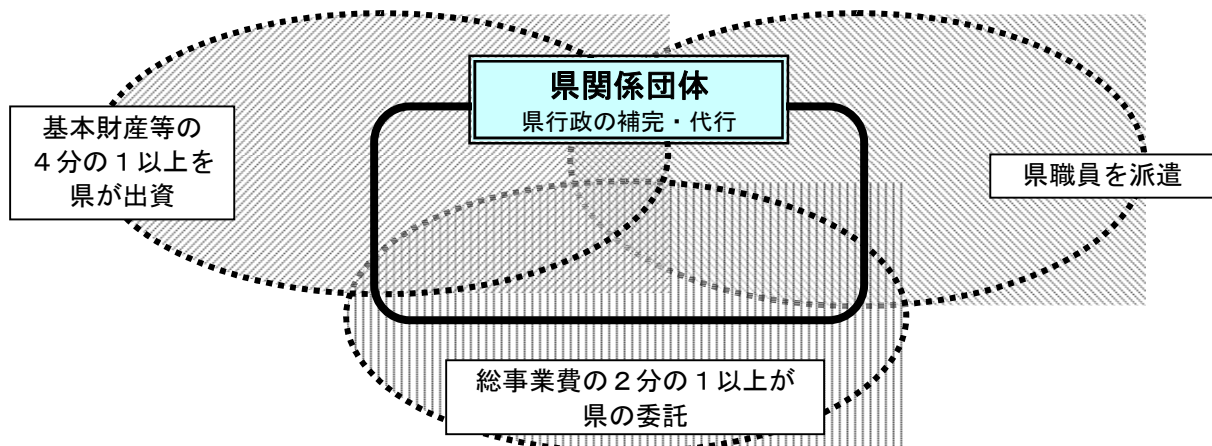
本県では、次の形式的要件と実質的要件をともに満たす団体を「県関係団体」と位置づけています。

形式的要件＝次のいずれかに該当するもの

- ① 基本財産等の4分の1以上を県が出資しているもの
- ② 県職員を派遣しているもの
- ③ 総事業費の2分の1以上が県の委託に係るもの

実質的要件

県の行政活動の一部を補完し、又は代行する機能を担うもの



○ 愛知県の県関係団体（18 団体）

公益財団法人愛知県国際交流協会	愛知県職業能力開発協会
公益財団法人あいち男女共同参画財団	名古屋高速道路公社
公益財団法人愛知県文化振興事業団	愛知県道路公社
一般財団法人愛知県私学振興事業財団	愛知県土地開発公社
社会福祉法人愛知県厚生事業団	公益財団法人愛知県都市整備協会
公益財団法人愛知公園協会	公益財団法人愛知水と緑の公社
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	愛知県住宅供給公社
公益財団法人あいち産業振興機構	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
公益財団法人愛知県労働協会	公益財団法人愛知県体育協会

※ いわゆる「外郭団体」の定義については、法律等の制度上明確に示されているわけではなく、地方公共団体ごとに定義する範囲や呼称が異なります。愛知県では、上記の定義を満たすものを「県関係団体」と位置づけ、行政改革の取組を進めています。

4 県関係団体の役割

愛知県の行政活動を補完し、又は、代行する機能を有している県関係団体は、県行政の一分野を担っています。

これらの諸団体は、県から独立した団体として各種のサービスの提供や事業を実施することにより、県が直接事業を実施する場合に比べて、より効率的・弾力的に、より質の高い県民サービスを提供することが期待されています。

5 前回の経営改善計画（平成 23～27 年度）の進捗状況

平成 23 年度から 27 年度までを計画期間とする経営改善計画では、19 団体が、事業指標及び財務指標を計 92 指標設定し、それぞれ数値目標を掲げています。

平成 26 年度の年次数値目標 91 指標のうち、その達成率が 100%以上であった数値目標は 46 指標（51%）、80%以上 100%未満であった数値目標は 40 指標（44%）、80%以上 60%未満であった数値目標は 4 指標（4%）、60%未満であった数値目標は 1 指標（1%）でした。

また、平成 26 年度における年次数値目標に対する全 19 団体の目標達成率の平均は、106.1%でした。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
第五次行革大綱	H22～H26					
経営改善計画		H23～H27				
進捗状況		H23～H26				

目標達成率 106.1%

6 県関係団体を取り巻く環境

(1) 本県における指定管理者制度の運用状況

平成 15 年の地方自治法改正により導入された「指定管理者制度」について、本県では平成 18 年 4 月から本格導入され、平成 28 年 4 月現在、公の施設 87 施設のうち 70 施設で指定管理者制度を導入しています。

制度導入により公の施設の管理を行うことができる者が民間事業者にも拡大され、平成 28 年 4 月現在、県関係団体以外の団体が指定管理者として指定された公の施設の割合※は 47.1%（70 施設中 33 施設）となっています。

※ 県関係団体以外の団体が単独または共同体の代表者として指定管理者に指定された公の施設の割合

(2) 第三セクター等経営健全化に関する国の動き

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成 20 年から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（いわゆる地方財政健全化法）が施行され、愛知県の財政状況の健全性を示す「健全化判断比率」が、毎年、公表されています。

「健全化判断比率」の算定に際しては、第三セクター等の負債の一定部分についても、県の一般会計等が将来負担すべき実質的な債務であるとみなされ、「将来負担額」に含まれています。これは、第三セクター等の経営状況の悪化が、直接、県の財政指標に反映されるようになり、第三セクター等の債務に対する県の責任が明確化されたということを意味します。

イ 第三セクター等の経営健全化の推進について（平成 26 年 8 月 5 日付け総務大臣通知）及び第三セクター等の経営健全化に関する指針の概要

平成 26 年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して、徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが求められています。

具体的には、地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政リスク等について継続的に実態を把握するとともに、第三セクター等の経営悪化等が判明した場合には速やかに経営健全化に取り組むこととされています。

第2 県統一公表様式による経営改善計画の見方

1 名称、設立目的、主要事業等

現在の県関係団体の名称、設立目的、主要事業等の概要を記載しています。

より詳細な事業内容等については、各団体のWebサイトをご参照ください。

2 経営の状況、役職員の状況、出資の状況

財務諸表の要旨、役職員数、平均報酬・給与など、各団体の経営の基礎データを記載しています。

併せて、県関係団体に対する、県の財政的関与や人的関与の状況についても公表しています。

なお、経営の状況についての各種用語解説は、7ページを参照してください。

3 現状と課題

県関係団体の事業や管理運営上の現状と課題を記載しています。

4 経営改善方針

県関係団体の独自性を踏まえた自主的な取組方針を記載しています。

経営改善計画(県統一公表様式)				(公益財団法人愛知県国際交流協会)	
名称	公益財団法人愛知県国際交流協会	担当部署	県民生活部社会活動推進課	代表者	多文化共生推進室
所在地	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号	電話番号	052-961-8744		
設立年月日	昭和35年3月9日(昭和37年7月10日名称変更)	代表者	会長 神田真祐		
設立目的	地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な国籍や多様な文化を有する人々の暮らしに安心して暮らせる地域づくりを推進し、地域の国際化に寄与する。				
主要事業	国際交流・国際協力活動の推進、多文化共生の地域づくりの推進、国際化の推進役となる人材の育成、国際化に関する調査研究・情報提供などの事業				
Webサイト	http://www.aiaa.or.jp/aiaa_jp/				
経営の状況					
会計年度	平成26年4月～平成27年3月	常勤役員数(人)	1	役員員の状況(平成27年3月31日現在)	
正味財産	当期繰上増減額(千円)	△211	〇正副会長(人)	1	
増減計算書	当期一般正味財産増減額(千円)	△211	〇正副会長候補者(人)	0	
	定額合計(千円)	491,276	定額役員(人)	6,553	
	負債合計(千円)	48,336	正職員数(人)	8	
保持財産	正味財産合計(千円)	353,423	〇正副会長候補者(人)	0	
	【〇】一般正味財産(千円)	1,267	〇正副会長候補者(人)	4	
	拠出金の借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	41.4	
	拠出金の補助金(千円)	124,220	正職員(人)に対する平均年収(千円)	6,777	
拠出金の状況	拠出金の委託料(千円)	0	寄附金(千円)	314,595	
	拠出金の固定資産(千円)	0	出資の状況		
	拠出金の修繕費(千円)	0	出資の総額(千円)	280,045	
	拠出金の一般会計等負担金(千円)	0	割合(%)	88.0	
現状と課題					
<ul style="list-style-type: none"> 当協会は総務省に認可された「地域国際化協会」であることから、この地域の国際交流を推進する中核的な組織としてコーディネーターの機能を果たすため、国際交流・国際協力活動の推進、多文化共生の地域づくりの推進などに際する各種施策に専ら取り組んでいる。 協会では、本県における国際化・多文化共生社会の実現に向け、計画的・継続的な取り組みを進めていたが、平成25年度中に策定した「新愛知県国際交流協会事業推進計画(AAプラン)」(中期計画:平成26年度～平成30年度)に沿った事業を展開している。 地域における国際交流・国際協力・多文化共生の拠点としての役割を果たすために、より多くの県民に協会の存在を知って活用していただくよう、広報ツールを使い「情報を発信していく」必要がある。 効率的な事業実施に努めるとともに、連携・協働などによる経費削減や助成金の活用など人材確保のための工夫が必要である。 協会が求められる役割を果たすため、職員に知識・経験の蓄積・継承、専門知識・技術を持つ人材の採用、地域へのニーズに柔軟に対応できる組織体制の整備、関係機関との協力の連携強化を図ることが必要である。 					
経営改善方針					
<ul style="list-style-type: none"> 「新愛知県国際交流協会事業推進計画(AAプラン)」を確実に推進していくため、必要な財政基盤の確保や組織体制づくり、施設の有効活用を図る。 自主財源の確保に努めるとともに、各種補助・助成事業等を積極的に活用していくほか、事業の具体化に際してはご関係団体と協働で実施するなど、効率的な方法を検討する。 「15ヵ年国際化プラン」が地域での国際化の拠点として、様々な国籍や世代の方々に活用されるよう、施設の利用性や魅力向上を図るとともに継続的な広報を展開していく。 事業の計画が一つは達成を見直しを行うとともにより効率的な事業実施に努め、組織体制の見直しと運営費の削減を図る。 					

5 主要事業・取組の内容

県関係団体が経営改善方針に従って取り組む主要な事業・取組の概要を記載しています。

また、事業・取組と各事業指標・財務指標とを関連づけています。

6 事業指標・財務指標と数値目標

(計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度)

県関係団体の経営改善の取組を分かりやすく示すため、事業と財務の 2 つの側面から指標を設定しています。

「事業指標」は利用者数やイベント開催数など事業・取組に関する指標で、「財務指標」は、経営改善に向けた財務面の取組に関する指標です。

各指標については、平成 26 年度の実績と平成 32 年度までの目標を列記し、「数値目標」という形で明らかにしています。

この計画に掲げた目標の達成状況については、毎年度、愛知県 Web サイトで発表していきます。

7 経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方

県関係団体の経営改善計画を踏まえ、本県において判断、対応すべき課題について、取組方針、検討課題を記載しています。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容 (実施予定年度)
施策の方向性	○ 平成 26 年度から平成 30 年度までの中期計画である「新愛知県国際交流協会事業推進計画(AIA:プラン)」の4つの施策の柱(「国際交流・国際協力活動の推進」、「多文化共生の地域づくりの推進」、「国際化の推進となる人材の育成」、「国際化に関する調査研究・情報提供」)を踏まえ、それぞれが事業指標を設定した。今回は、その指標を達成できるように協会全体として取り組んでいく。(毎年度)
あいち国際プラザの有効活用	○ 地域の国際化の拠点として、様々な国籍や世代の方々に活用されるよう、施設の利用性や魅力向上を図るとともに機動的な広帯域を確保していく。(毎年度) ⇒ 目標：あいち国際プラザの総利用者数 平成 28 年度実績の 2%増
研修・講座の開催	○ この地域の中核的組織としてコーディネーターの役割を果たすため、国際交流・国際協力活動や多文化共生の地域づくり等に関する研修・講座等を開催する。(毎年度) ⇒ 目標：研修・講座参加者数 平成 26 年度実績の 5%増
インターネットを活用した情報の提供	○ 国際交流・国際協力・多文化共生に関する情報を、外国人を含むすべての県民が手軽に入入手続きで、多言語ホームページの充実等を求めるが情報提供をを行う。(毎年度) ⇒ 目標：ホームページアクセス数 平成 26 年度実績の 5%増
多文化共生センターの運営	○ 外国人県民がより安心して暮らせる環境を整えるため、多文化ワーカー・ボランティアによる多言語での相談・情報提供に加え、習語や講座も含む外国人には国際交流協会の協力を得る。(毎年度) ⇒ 目標：多文化ワーカー・ボランティアによる個別支援件数 平成 26 年度実績の 30%増
自主財源の確保	○ 協会の自主財源確保のため、賛助会員についてターゲットを定めて募集を積極的に行っていくほか、長期間応援いただく方が見られる関係づくりに取り組んでいく。(毎年度) ⇒ 目標：賛助会費収入 平成 26 年度実績の維持
役割分担の明確化	○ 当協会は、県の協会としての役割を十分に果たし、人材育成と多文化共生の実現に向けた地域づくりの力を入れていく。特に、市町村国際交流協会の活動推進会議の開催や各協会職員等の育成及び市町村・市町村国際交流協会との協働・連携などの事業を行うことにより、有効かつ効率的な施策を展開していく。(毎年度)
組織体制について	○ 事業を効率的に実施するため組織体制を変更するなどの適宜な職員配置について毎年検討していく。(毎年度) ○ 当協会が主催する日本語教室の開催・運営、日本語教室「ソールスルーム」の運営、また、図書館コーナーのカウンター業務などのボランティアを活用しており、今後も各事業におけるボランティアの活用に取り組んでいく。(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成 28 年度～平成 32 年度)							
指標	年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	目標達成の概要
あいち国際プラザの総利用者数(人)		44,888	45,197	45,347	45,497	45,646	平成 26 年度実績の 2%増
研修・講座参加者数(延人)		1,622	1,649	1,663	1,676	1,690	平成 26 年度実績の 5%増
ホームページアクセス数(件)		4,449,941	4,524,107	4,561,190	4,598,272	4,635,355	平成 26 年度実績の 5%増
多文化ワーカー・ボランティアによる個別支援数(件)		9	10	10	11	11	平成 26 年度実績の 30%増
賛助会費収入(千円) 【財務指標】		3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	平成 26 年度実績の維持

＜特記事項＞
○ 「研修・講座参加者数」は、協会が主催・共催で実施する各種研修会、講座、日本語教室等への参加者数を対象とする。(2023年度以降の件数は含まない)
○ 賛助会費収入については、会員の活動助成等による過去 5 年間(平成 21 年度～平成 26 年度)で 7 以上の減少があった。この状況を踏まえ、各種行事での勧誘活動や会員以外の見直しなどにより新規会員の加入促進に努め、会費収入の現状維持を目標とする。

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】
○ 公益財団法人愛知県国際交流協会は、「あいち国際プラザ」から多文化共生推進プランにおいて、推進主体のひとつとして位置づけられて、この地域の国際交流・国際協力活動をより一層支援するとともに、日本人県民、外国人県民にかかわらず全ての人が「お泊り」を享受し、安心して暮らせる環境づくりを目標とすることとしている。
○ 各市町村の国際交流協会や各市町村主体で行う事業に対する関係者の支援や、国際交流・国際協力活動、多文化共生に取り組む県民に対するアンケート実施等の事業を効果的に実施するだけでなく、積極的に広報活動を行うことにより、多くの方々に協会の活用していただく必要がある。
○ 安定した経営基盤の確保は事業推進の礎であることから、自主財源の確保に向け積極的に取り組まなければならない。

【経営の状況についての用語解説】

公益法人会計基準等に基づき、法人の財務状況や県からの財政支援の状況を表す用語の解説をしています。

用語	解説
当期経常増減額	公益法人が、普段行っている継続的な活動による当年度の財産の増減をいいます。株式会社における経常損益に相当します。正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部に記載されています。
当期一般正味財産増減額	公益法人における事業活動や資産運用による当年度の一般正味財産の増減をいいます。一般正味財産増減の部は、経常増減と経常外増減に区分されます。株式会社における当期損益に相当します。
資産	法人が所有している財貨や債権のことをいいます。貸借対照表の資産の部に記載されています。
負債	法人が負っている債務のことをいいます。貸借対照表の負債の部に記載されています。
正味財産	公益法人において、資産から負債を引いた純財産のことをいいます。株式会社における純資産（資本）に相当します。正味財産がマイナスになると、いわゆる「債務超過」になります。貸借対照表の正味財産の部に記載されています。
一般正味財産	正味財産は、一般正味財産と指定正味財産に区分されます。指定正味財産とは、寄付者等の意思によりその資産の用途について制約が課されているものです。指定正味財産以外の正味財産が、一般正味財産となります。
県からの借入金残高	県からの法人に対する貸付金の残高です。法人の側から見れば、県に対する借入金（負債）になります。
県からの補助金	一般的には、特定の事業、研究等を育成、助成するために、県が公益上必要と認めた場合に対価なくして支給するものです。
県からの委託料	県から事務事業の委託を受けた受託者に対しては、相当の対価を受託者に交付していますが、この対価が委託料となります。
県からの損失補償に係る債務残高	法人が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能となって金融機関等が損失を被ったときに、県が融資を受けた法人に代わって、金融機関等に対して損失を補償するものです。
県からの債務保証に係る債務残高	県が法人の受ける融資等に対して行う債務の保証をいいます。なお、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」により、地方道路公社及び土地開発公社以外の法人に対しては、債務保証をすることはできません。
県の一般会計等負担見込額	県の損失補償又は保証に係る債務に対して、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる負債の額です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定されています。

※ 地方三公社（名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、愛知県土地開発公社、愛知県住宅供給公社）では、異なった会計基準が適用されています。

地方住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、地方道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理が行われていますので、詳細は、各公社の Web サイトをご覧ください。

第3 各県関係団体の県統一公表様式による経営改善計画

○ 愛知県の県関係団体一覧表（18 団体）

団体名	代表者	所在場所	電話番号
公益財団法人愛知県国際交流協会	会長 神田真秋	名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号	052-961-8744
公益財団法人あいち男女共同参画財団	理事長 竹内弘明	名古屋市中区上堅杉町 1 番地	052-962-2505
公益財団法人愛知県文化振興事業団	理事長 中野秀秋	名古屋市中区東桜一丁目 13 番 2 号	052-971-5610
一般財団法人愛知県私学振興事業財団	理事長 和泉 仁	名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号	052-951-5691
社会福祉法人愛知県厚生事業団	理事長 加藤欽一	名古屋市中区出来町二丁目 8 番 21 号	052-325-7325
公益財団法人愛知公園協会	理事長 近藤則和	名古屋市中区出来町二丁目 8 番 21 号	052-935-5200
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	理事長 山川利治	知多郡東浦町大字森岡字源吾山 1 番地の 1	0562-82-0211
公益財団法人あいち産業振興機構	理事長 森 鋭一	名古屋市中村区名駅四丁目 4 番 38 号	052-715-3061
公益財団法人愛知県労働協会	理事長 甲村洋子	名古屋市中村区名駅四丁目 4 番 38 号	052-485-7151
愛知県職業能力開発協会	会長 清水順三	名古屋市中区浅間二丁目 3 番 14 号	052-524-2031
名古屋高速道路公社	理事長 永田 清	名古屋市中区清水四丁目 17 番 30 号	052-919-5400
愛知県道路公社	理事長 川崎昭弘	名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号	052-961-1621
愛知県土地開発公社	理事長 杉浦健二	名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号	052-961-2531
公益財団法人愛知県都市整備協会	理事長 田中義章	名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号	052-951-1431
公益財団法人愛知水と緑の公社	理事長 寺澤義則	名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号	052-971-3031
愛知県住宅供給公社	理事長 伊藤輝明	名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号	052-954-1340
公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	理事長 伊藤克博	名古屋市中区新栄一丁目 49 番 10 号	052-242-1500
公益財団法人愛知県体育協会	理事長 村木啓作	名古屋市中区新栄一丁目 49 番 10 号	052-264-1010

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知県国際交流協会	担当部課	県民生活部社会活動推進課 多文化共生推進室
所 在 場 所	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号	電 話	052-961-8744
設 立 年 月 日	昭和35年3月9日(昭和59年7月10日名称変更)	代 表 者	会長 神田真秋
設 立 目 的	地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な国籍や多様な文化を背景とした人々がともに安心して暮らせる地域づくりを推進し、地域の国際化に寄与する。		
主 要 事 業	国際交流・国際協力活動の推進、多文化共生の地域づくりの推進、国際化の推進役となる人材の育成、国際化に関する調査研究・情報提供などの事業		
Web サイト	http://www2.aia.pref.aichi.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	1
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	△211	うち愛知県退職者(人)	1
	当期一般正味財産増減額(千円)	△211	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	401,759	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,533
	負債合計(千円)	48,336	正職員総数(人)	8
	正味財産合計(千円)	353,423	うち愛知県退職者(人)	0
	うち一般正味財産(千円)	1,827	うち愛知県出向者(人)	4
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	41.4
	県からの補助金(千円)	124,520	正職員1人あたりの平均年収(千円)	6,777
	県からの委託料(千円)	0	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	314,595
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	280,045
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	89.0

現状と課題

- 当協会は総務省に認可された「地域国際化協会」であることから、この地域の国際交流を推進する中核的な組織としてコーディネーター的機能を果たすため、国際交流・国際協力活動の推進、多文化共生の地域づくりの推進などに関する各種施策に取り組んでいる。
- 協会では、本県における国際化・多文化共生社会の実現に向け、計画的・継続的な取組みを進めていくため、平成25年度末に策定した「新愛知県国際交流協会事業推進計画(AIA iプラン)」(中期計画:平成26年度～平成30年度)に沿った事業を展開している。
- 地域における国際交流・国際協力・多文化共生の拠点としての役割を果たすために、より多くの県民に協会の存在を知って活用していただくよう、広報ツールを使い情報を発信していく必要がある。
- 効率的な事業実施に努めるとともに、連携・協働などによる経費節減や助成金の活用など財源確保のための工夫が必要である。
- 協会が求められる役割を果たすため、職員の知識・経験の蓄積の継承、専門知識・技術を有する人材の採用、地域のニーズに柔軟に対応できる組織体制の整備、関係機関との効率的な連携強化を図ることが必要である。

経営改善方針

- 「新愛知県国際交流協会事業推進計画(AIA iプラン)」を着実に推進していくため、必要な財政基盤の確保や組織体制づくり、施設の有効活用に努める。
- 自主財源の確保に努めるとともに、各種補助・助成事業等を積極的に活用していくほか、事業の具体化に際しては他団体と協働で実施するなど、効率的な方法を検討する。
- 「あいち国際プラザ」が地域の国際化の拠点として、様々な国籍や世代の方に活用されるよう、施設の利便性や魅力向上を図るとともに積極的な広報を展開していく。
- 事業の計画的かつ柔軟な見直しを行うとともにより効率的な事業実施に努め、組織体制の見直しと運営費の削減を図る。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
施策の方向性	○ 平成26年度から平成30年度までの中期計画である「新愛知県国際交流協会事業推進計画(AIA i プラン)」の4つの施策の柱(「国際交流・国際協力活動の推進」、「多文化共生の地域づくりの推進」、「国際化の推進役となる人材の育成」、「国際化に関する調査研究、情報提供」)を踏まえ、それぞれ事業指標を設定した。今後は、その指標を達成できるよう協会全体として取り組んでいく。(毎年度)
あいち国際プラザの有効活用	○ 地域の国際化の拠点として、様々な国籍や世代の方に活用されるよう、施設の利便性や魅力向上を図るとともに積極的な広報を展開していく。(毎年度) ⇒ 指標：あいち国際プラザの総利用者数 平成26年度実績の2%増
研修・講座の開催	○ この地域の中核的組織としてコーディネーター的役割を果たすため、国際交流・国際協力活動や多文化共生の地域づくり等に関する研修・講座等を開催する。(毎年度) ⇒ 指標：研修・講座参加者数 平成26年度実績の5%増
インターネットを活用した情報の提供	○ 国際交流・国際協力・多文化共生に関する情報を、外国人を含むすべての県民が手軽に入手できるよう、多言語ホームページの充実等を進めながら情報提供を行う。(毎年度) ⇒ 指標：ホームページアクセス数 平成26年度実績の5%増
多文化共生センターの運営	○ 外国人県民がより安心して暮らせる環境を整えるため、多文化ソーシャルワーカーによる多言語での相談・情報提供に加え、複雑な問題を抱える外国人には個別支援を継続的に行う。(毎年度) ⇒ 指標：多文化ソーシャルワーカーによる個別支援数 平成26年度実績の30%増
自主財源の確保	○ 協会の自主財源確保のため、賛助会員についてターゲットを定めて募集を積極的に行っていくほか、長期間応援していただくため顔の見える関係づくりに取り組んでいく。(毎年度) ⇒ 指標：賛助会費収入 平成26年度実績の維持
役割分担の明確化について	○ 当協会は、県の協会としての役割を十分に踏まえ、人材育成と多文化共生社会の実現に向けた環境づくりに力を入れていく。特に、市町村国際交流協会との活動推進会議の開催や各協会職員等の育成及び市町村・市町村国際交流協会との協働・連携などの事業を行うことにより、有効かつ効率的な施策を展開していく。(毎年度)
組織体制について	○ 事業を効率的に実施するため組織体制を変更するなど適正な職員配置について毎年検討している。(毎年度) ○ 当協会が主催する日本語教室の開催・運営、日本語教室リソースルームの運営、また、図書コーナーのカウンター業務などにボランティアを活用しており、今後も各事業におけるボランティアの活用に取り組んでいく。(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)								
指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
	あいち国際プラザの総利用者数(人)		44,898	45,197	45,347	45,497	45,646	
研修・講座参加者数(延人)		1,622	1,649	1,663	1,676	1,690	1,703	平成26年度実績の5%増
ホームページアクセス数(件)		4,449,941	4,524,107	4,561,190	4,598,272	4,635,355	4,672,438	平成26年度実績の5%増
多文化ソーシャルワーカーによる個別支援数(件)		9	10	10	11	11	12	平成26年度実績の30%増
賛助会費収入(千円) 【財務指標】		3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	平成26年度実績の維持
<<特記事項>> ○ 「研修・講座参加者数」は、協会が主催・共催で実施する各種研修会、講座、日本語教室等への参加者数を対象とする。(公的手続きに係る件数は含まない。) ○ 賛助会費収入については、会員の高齢化等により過去5年間(平成21年度～平成26年度)で7%以上の減となった。この状況を踏まえ、各種行事での勧誘活動や会員メイトの見直しなどにより新規会員の加入促進に努め、会費収入の現状維持を目標とする。								

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 公益財団法人愛知県国際交流協会は、「あいち国際戦略プラン」、「あいち多文化共生推進プラン」において、推進主体のひとつとして位置づけられて、この地域の国際交流・国際協力活動をより一層支援するとともに、日本人県民、外国人県民にかかわらず全ての人々がお互いを尊重し、安心して暮らせ活躍できる多文化共生の地域づくりを目指すこととしている。
- 各市町村の国際交流協会や各市町村自体が行う事業に対する間接的な支援や、国際交流・国際協力活動、多文化共生に取り組む県民に対するノウハウの提供等の事業を効果的に実施するだけでなく、積極的に広報活動を行うことにより、多くの方々に協会を活用していただくよう努めていく必要がある。
- 安定した経営基盤の確保は事業推進の礎であることから、自主財源の確保に向け精力的に取り組まれない。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人あいち男女共同参画財団	担当部課	県民生活部 男女共同参画推進課
所 在 場 所	名古屋市東区上笠杉町1番地	電 話	052-962-2505
設 立 年 月 日	平成8年4月1日	代 表 者	理事長 竹内弘明
設 立 目 的	男女が性別にかかわらず、自立した人間として個性と能力を十分に発揮することができるよう、社会のあらゆる分野における活動への参画の推進を図り、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。		
主 要 事 業	・男女共同参画に関する理解の促進及び啓発のための事業 ・男女共同参画に関する情報の収集及び提供のための事業 ・女性の社会参画を促進するための事業 ・生涯を通じた心身の健康づくりに関する事業 ・男女共同参画に関する活動の支援及び協働のための事業		
Web サイト	http://www.aichi-dks.or.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	2
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	0	うち愛知県退職者(人)	1
	当期一般正味財産増減額(千円)	0	うち愛知県出向者(人)	1
貸借対照表	資産合計(千円)	143,431	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	7,498
	負債合計(千円)	43,431	正職員総数(人)	8
	正味財産合計(千円)	100,000	うち愛知県退職者(人)	1
	うち一般正味財産(千円)	0	うち愛知県出向者(人)	2
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	44.4
	県からの補助金(千円)	66,385	正職員1人あたりの平均年収(千円)	4,165
	県からの委託料(千円)	0	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	100,000
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	100,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	100

現状と課題

- 公益財団法人あいち男女共同参画財団(以下「財団」という。)は、男女共同参画社会の実現に資することを目的に、平成8年4月、「財団法人あいち女性総合センター」として設立され、愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の管理運営と各種事業を行ってきた。
平成18年4月に、ウィルあいちの管理運営が指定管理者へ移行したことに伴い、名称を「財団法人あいち男女共同参画財団」へ変更、平成23年4月からは、ウィルあいちの指定管理者であるコングレ・愛知グループの一員として、情報ライブラリー運営と情報提供事業を行ってきており、平成24年4月に、公益財団法人へ移行を行い、現在に至っている。
- これまで、「愛知県男女共同参画推進条例」の基本理念に沿って、本県の男女共同参画推進の中心的な役割を担い様々な事業を実施してきたが、この地域は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担に賛成する人の割合が全国に比べ高く、固定的役割分担意識がまだ根強く残っている。また、政策・方針決定過程に参画する女性の割合は年々上昇しつつあるが、全国と比べ低く、男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況もみられる。
- このような状況の中で、今後、当財団が男女共同参画社会の実現のために果たすべき役割は大変重要であり、「県民意識の変革」「社会参画と交流の促進」「情報の蓄積と発信」の三つを柱とした事業を効果的に実施するため、より公益性の高い事業展開を図る必要がある。
- また、財団では、受講料、助成金などの事業収入の確保に努めているが、事業収入割合はやや低下傾向にあり、財団運営における自主性の向上と経営の効率化を図るため、引き続き事業収入の確保や経費節減に努める必要がある。

経営改善方針

- 男女共同参画を推進する先駆的、広域的な事業を展開するとともに、女性団体、NPO、市町村、企業、大学等との協働の促進及びネットワークの強化により、「あいち男女共同参画プラン2020」の計画の推進に貢献する。
- 男女共同参画の推進に関する情報の収集に努めるとともに、利用者のニーズに応じた情報提供を行う。
- 自主財源の確保と経費節減に努めるとともに、職員の専門性の向上を図り、財政と組織両面の自主性・自立性を高める。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
先駆的、広域的な事業の実施と協働の促進及びネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ あいち国際女性映画祭の開催を通して、男女共同参画意識の普及啓発に、より一層努める。(毎年度) ⇒ 指標: あいち国際女性映画祭入場者数、平成26年度実績の約6%増 ○ 多様な男女の社会参画を促進する先駆的、広域的な講座・セミナーを実施する。(毎年度) ⇒ 指標: 主催講座の効果度、平成26年度実績の3ポイント増 ○ 女性団体、NPO、市町村、企業、大学等との「協働」や「ネットワーク」による事業展開の拡充を図る。(毎年度) ⇒ 指標: 共催・協働事業の実施数、平成26年度実績の約20%増
情報収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報ライブラリーにおける男女共同参画推進に役立つ資料の収集提供や企画展示の充実を図る。(毎年度) ⇒ 指標: 情報ライブラリー利用者数 平成26年度実績の約2%増 ○ インターネットの活用、女性団体、NPO、市町村、企業、大学等との連携による情報発信の充実を図る。(毎年度)
専門性の向上と効率的な組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の職務遂行能力及び専門性の向上のため、職務を通じて知識・技能等を修得させるとともに、外部研修へ積極的に参加させる。(毎年度) ○ 業務の工夫・改善を絶えず行い、効率的な運営を進める。(毎年度) ○ 事業規模に応じた組織の弾力化の検討を行う。(28年度～)
自主財源の確保と経費節減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的ニーズを反映した効果的な事業展開を図り、事業収入の確保に努める。(毎年度) ⇒ 指標: 自主事業における事業収入割合、平成26年度実績の1ポイント増 ○ 職員のコスト意識の徹底と一層の経費節減を進める。(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)								
指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
あいち国際女性映画祭入場者数(人)		12,733	13,100	13,200	13,300	13,400	13,500	平成26年度実績の約6%増(13,500人の入場者数を指す)
主催講座の効果度(%)		77	78	78	79	79	80	平成26年度実績の3ポイント増
共催・協働事業実施数(件)		29	31	32	33	34	35	平成26年度実績の約20%増(毎年度1件ずつの増加を目指す)
情報ライブラリー利用者数(人)		123,514	124,000	124,500	125,000	125,500	126,000	平成26年度実績の約2%(約2,500人)増
自主事業における事業収入割合(%) 【財務指標】		24	24	24	24	25	25	平成26年度実績の1ポイント増
《特記事項》 <ul style="list-style-type: none"> ○ あいち国際女性映画祭の入場者数は、ウィルあいち会場の入場者数を示す。 ○ 主催講座の効果度は、事業実施により事業目的に合った効果がどれだけあったかを各講座ごとに項目を設定して、5段階評価のアンケート調査を実施し、該当項目の上位2指標の割合で算出する。 ○ 共催・協働事業実施数(件)は、当財団と女性団体、NPO、市町村、企業、大学等との共催により実施した事業件数を示す。 								

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 公益財団法人あいち男女共同参画財団(以下「財団」という。)は、県の男女共同参画行政を補完する目的で設立された団体であり、また、「あいち男女共同参画プラン2020」では、ウィルあいち(愛知県女性総合センター)を拠点とした取組がプラン推進の一翼を担うこととしていることから、財団は男女共同参画に関する普及啓発のためのセミナーやイベントの開催、情報収集・提供事業を推進することにより、その役割を十分に果たす必要がある。
また、財団には、男女共同参画社会の実現に向けて、女性団体、NPO、市町村、企業、大学など多様な主体との連携・協働・ネットワークづくりを進めるための、協働推進事業を拡充していくことが求められている。
- 県補助金だけでなくセミナー等の受講料を始めとした事業収入や、県以外からの助成金等の確保に努め、社会情勢の変化や県民からのニーズを踏まえた自主事業を積極的に展開するとともに、経営改善への取組を自主的に推進するよう、県として調整、指導、監督を行う。

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知県文化振興事業団	担当部課	県民生活部 文化芸術課
所 在 場 所	名古屋市東区東桜一丁目13番2号	電 話	052-971-5610
設 立 年 月 日	平成4年4月1日	代 表 者	理事長 中野秀秋
設 立 目 的	各種の文化事業を行うことにより個性豊かな地域文化の振興を図り、世界に開かれた魅力ある愛知づくりに寄与する		
主 要 事 業	芸術文化振興事業、文化活動支援及び芸術文化普及・啓発事業、文化芸術施設の管理運営		
Web サイト	http://www.aac.pref.aichi.jp/sinkou/		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	2
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	31,971	うち愛知県退職者(人)	2
	当期一般正味財産増減額(千円)	32,195	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	2,463,502	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,177
	負債合計(千円)	398,442	正職員総数(人)	34
	正味財産合計(千円)	2,065,060	うち愛知県退職者(人)	0
	うち一般正味財産(千円)	55,729	うち愛知県出向者(人)	15
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	44.3
	県からの補助金(千円)	25,804	正職員1人あたりの平均年収(千円)	6,763
	県からの委託料(千円)	1,128,800	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	2,000,700
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	2,000,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	100.0

現状と課題

(芸術劇場の管理運営)

愛知芸術文化センターの指定管理者として、愛知県芸術劇場大ホール、コンサートホール、小ホール等の管理運営を行っており、劇場の利用受付・許可や利用打ち合わせ、舞台の技術面・安全面でのサポートなど、利用申し込みから公演当日まで様々な業務を行っている。

芸術劇場3ホールの利用率は約80%となっており、非常に高い水準で推移している。今後は、高い利用率を維持し利用料金収入を確保するとともに、観客の皆様及び劇場利用者へのホスピタリティのさらなる向上に努めていく必要がある。

(舞台芸術の創造・発信)

音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興を図るため、芸術文化事業(舞台芸術公演の実施)、人材養成事業、普及啓発事業の3つを軸に、各種事業を展開している。

芸術文化事業については、創造性・発信性に満ちた魅力あるプロデュース公演を行っている。人材養成事業については、劇場運営に必要な人材養成を行うほか、舞台芸術に携わる人材の養成事業を行っている。普及啓発事業については、子どもを始めとする県民各層に対し、舞台芸術への理解と関心を高めるための事業を行っている。

以上の事業を実施するにあたっては、自主財源の確保に努めるとともに、県内外の他劇場等との連携も考慮しながら、幅広く効果的な取り組みを展開していく必要がある。

(愛知芸術文化センターの管理運営等)

愛知芸術文化センターの指定管理者として、センター全体の広報活動を行うほか、アートプラザの運営やアートのスペースの利用許可、愛知県美術館を含むセンター全体の施設管理を行っている。

センターの管理運営等を行うにあたっては、コストの削減に努めつつ、多くの県民の皆様が、安心・安全に、楽しく身近に芸術文化と接する場として利用していただけるようにしていく必要がある。

経営改善方針

地域に多くの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することなどにより、魅力ある愛知づくりに寄与していきます。

特に、次の事項に重点的に取り組むとともに、その実施にあたっては、事業収入や助成金などの自主財源の確保や経費の効率的な執行に努めます。

(芸術劇場の管理運営)

○ 芸術劇場各ホールの管理運営にあたっては、観客の皆様及び劇場利用者へのホスピタリティに溢れた劇場運営を行います。

(舞台芸術の創造・発信)

○ 創造性・発信性に満ちた魅力ある舞台芸術公演の実現に努めていきます。

○ 地域の将来を担う子どもに対する芸術普及活動に力を入れていきます。

○ 地域全体の文化芸術に関する交流拠点となる劇場を目指します。また、県内外の他劇場との共同制作など、様々な連携に取り組んでいきます。

(愛知芸術文化センターの管理運営等)

○ センター利用者の安全を第一に考えた防火・防災体制を整えるとともに、安心で快適に利用していただける施設環境の整備に努めます。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
芸術劇場の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 劇場利用者へのサポート向上(毎年度) 指定管理業務の実施に合わせて新たに配置した舞台技術の専門職員によって、舞台施設・設備の維持管理、劇場利用者との打ち合わせ、安全面・技術面でのサポート等をきめ細やかに行う。 ○ ホール支配人による迅速・継続的な対応(毎年度) 新たに設置したホール支配人が、主催者及び委託業者と連携協力しながら、利用者及び観客の皆様に対するサービスを統括し、各ホールに関する情報や要望を集約することで、迅速かつ継続的な改善・対応を行う。 ○ 満足度調査の実施(毎年度) 劇場利用者へ、当劇場に対する評価や改善点などについてのアンケート調査を実施し、その結果を今後のサービス水準の向上に生かしていく。 ○ 票券管理システムの導入(平成 28 年度から) お客様がチケットを購入する際の利便性を向上させ、かつ適切なチケット管理を図るため、票券管理システムを導入する。 ○ 中長期計画の策定(平成 28 年度) 「指定管理業務仕様書」及び「指定管理業務の実施に関する計画書」に基づき、劇場が目指すべき方向を示すものとして「愛知県芸術劇場運営中長期計画(仮称)」を策定する。 ⇒ 指標: 芸術劇場(3 ホール)の利用率 平成 26 年度実績の維持 ⇒ 指標: 劇場利用者の満足度 平成 26 年度実績の維持
舞台芸術の創造・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ファミリー・プログラム」の実施(毎年度) 夏休みを中心に、子どもから大人まで家族で楽しめる舞台芸術公演やワークショップ、バックステージ・ツアーなど、多彩なプログラムを集中して展開する。 ○ 「愛知芸文フェス」の実施(毎年度) センターの開館記念日(10 月 30 日)を中心に、多彩なジャンルの国際的にも水準の高い公演を、集中的に開催する。 ○ ミニセレ「Mini Theater Selection」の実施(毎年度) 小ホールを生かした先駆的・実験的な作品を上演し、新たな芸術文化の創造・発信と、劇場の新しいファン層の拡大を図る。 ○ 「芸術と子ども7万人プロジェクト」の実施(毎年度) 県内の劇場等と連携し、児童生徒を毎年劇場に招待し、オペラを始めとする質の高い舞台芸術に触れる機会を拡大する。 ○ あいちトリエンナーレとの連携(毎年度) あいちトリエンナーレのオペラやパフォーマンス・アーツについて、企画制作等において積極的に参加していく。また、事業団自主事業についてもトリエンナーレとの連携を図っていく。 ○ 他の劇場との連携(毎年度) 愛知県内の劇場のネットワークを活用し、劇場間の連携を深め、地域全体の文化芸術に関する交流拠点となる劇場を目指す。また、県内外の劇場と、人材養成や共同制作などにおいて、様々な連携をしていく。 ○ アンケート調査の実施(毎年度) 自主事業来場者へ、来場者の属性や公演等の評価・感想などについてのアンケートを実施し、その結果を今後の企画立案、公演の運営、マーケティングに生かしていく。 ○ 自主財源の確保(毎年度) 適切な公演チケット料金を設定するなど、入場料収入の確保に努めるほか、文化庁を始めとする各種助成制度の情報収集・研究を積極的にを行い、自主財源の確保に努めていく。 ⇒ 指標: 公演事業における入場者率 平成 24～26 年度実績の平均(73%)の 2 ポイント増 ⇒ 指標: 自主事業来場者の満足度 平成 24～26 年度実績の平均(90%)の維持 ⇒ 指標: 公演事業費に対する入場料収入の割合 平成 24～26 年度実績の平均(46%)の 9 ポイント増
愛知芸術文化センターの管理運営等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な情報発信(毎年度) 情報誌「AAC」については魅力ある紙面づくりに努めるとともに、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、メールニュースなど、各種の広報媒体や仕組みの特性を生かし、主催事業を始めとした各イベントの情報を分かりやすくタイムリーに提供していく。 ○ 愛知県美術館との連携(毎年度) センターの複合施設としての特性を生かし、愛知県美術館と連携した事業を実施するなど、センターの利用促進やにぎわいづくりを行う。 ○ 災害対応能力の向上(毎年度) センター内で勤務するスタッフ(委託業者、テナント関係者含む)を対象とする「避難経路ツアー」を開催するほか、消防・防災訓練及び防火・防災講習を継続的に実施するなど、災害対応能力の向上を図る。
法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業の見直し(毎年度) 事務事業の見直しによる効率化・合理化に努めるとともに、事業内容・事務量に応じた組織の見直しや職員の配置を行う。 ○ コスト削減の徹底(毎年度) 事業の執行においては、常にコスト意識を持ち、徹底した削減に取り組む。 ○ 固有職員の登用(毎年度) 専門的知識、経験を有する固有職員を育成し、能力に応じて主要な役職へ登用していく。 ○ 人材育成計画の推進(毎年度) 平成 27 年度に策定した人材育成計画を推進し、OJT や Of-JT を通じた能力開発など、計画的な人材育成を行っていく。 ○ 基本財産の運用(毎年度) 安全で確実な運用を基本としつつ、国債等以外の運用も研究し、運用収入の増加を図る。

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
芸術劇場(3ホール)の利用率(%)		80	80	80	80	80	80	平成26年度実績の維持
劇場利用者の満足度(4段階評価、最高4)		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	平成26年度実績の維持
公演事業における入場者率(%)		73	74	74	75	75	75	平成24～26年度実績の平均(73%)の2ポイント増
自主事業来場者の満足度(%)		92	90	90	90	90	90	平成24～26年度実績の平均(90%)の維持
公演事業費に対する入場料収入の割合(%) 【財務指標】		51	51	52	53	54	55	平成24～26年度実績の平均(46%)の9ポイント増

＜特記事項＞

- 劇場利用者の満足度は、芸術劇場(3ホール)を利用した団体に対して実施するアンケート調査の結果。
- 自主事業(公演事業、人材養成事業、普及啓発事業)は、年度によって事業数や内容に変動があるため、目標値(率)の設定にあたっては、3年間(24～26年度)実績の平均を基準に設定した。
- 自主事業来場者の満足度は、自主事業への来場者に対するアンケートで、「とても満足」「満足」と答えた人の割合。
- 平成28年度から、県による愛知芸術文化センター改修工事に伴う各ホール等の休館が予定されているが、工事内容や休館時期等の詳細が未定であるため、上記指標と数値目標にはその影響を見込んでいない。
- 「指定管理業務仕様書」及び「指定管理業務の実施に関する計画書」に基づき、平成28年度を目途に、愛知県芸術劇場運営中長期計画(仮称)を策定する予定であり、それに伴い上記指標や数値目標を見直す場合がある。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 公益財団法人愛知県文化振興事業団は、平成26年4月1日より愛知芸術文化センターの指定管理者として、愛知県芸術劇場、アートプラザ、アートスペースの管理運営と愛知芸術文化センター全体の施設管理を行っているが、事業収入や助成金など自主財源の確保に努めるとともに、経費の効率的な執行を行う必要がある。
- 一方、舞台芸術の振興に向けて、愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造機能の強化を図るとともに、質の高い自主制作の芸術文化事業等を継続して県民の皆様に提供していくことが望まれる。
- 所管部局として、団体自らが積極的に経営改善を推進するよう、経営改善計画に沿った事業の進捗状況を確認しながら、適切に指導、監督を行っていく。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	一般財団法人愛知県私学振興事業財団	担当部課	県民生活部 学事振興課私学振興室
所 在 場 所	名古屋市中区三の丸三丁目2番1号	電 話	052-951-5691
設 立 年 月 日	昭和51年5月1日	代 表 者	理事長 和泉 仁
設 立 目 的	学校教育における私立学校の果たす役割の増大を踏まえ、県の行政施策と連動しながら私学振興事業をきめ細かく、弾力的、効率的に推進するため。		
主 要 事 業	私立高等学校奨学資金貸付事業・私立学校入学納付金貸付事業		
Web サイト	http://aichishigaku.sakura.ne.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	1
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	△1,634	うち愛知県退職者(人)	0
	当期一般正味財産増減額(千円)	△1,634	うち愛知県出向者(人)	1
貸借対照表	資産合計(千円)	10,152,646	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	0
	負債合計(千円)	10,136,236	正職員総数(人)	2
	正味財産合計(千円)	16,410	うち愛知県退職者(人)	0
	うち一般正味財産(千円)	6,410	うち愛知県出向者(人)	1
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	272,944	正職員平均年齢(歳)	48.5
	県からの補助金(千円)	221,364	正職員1人あたりの平均年収(千円)	4,260
	県からの委託料(千円)	2,204	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	9,429,866	基本財産(千円)	10,000
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	5,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	8,486,879	割合(%)	50

現状と課題

- 一般財団法人愛知県私学振興事業財団(以下、「財団」という。)は、私立学校での修学を容易にする事業として、入学納付金・奨学資金貸付事業、及び貸付事業に伴う回収業務などを実施してきたが、平成23年3月に財団のあり方を含めた事業等の見直しなどについて改革計画が策定された。この計画に基づき、平成25年4月1日に一般財団法人に移行し、貸付事業については平成27年度の奨学資金の貸付を最後に終了した。財団のあり方については、計画の内容に基づき検討した結果、県の「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」に、平成31年度末をもって廃止することが明記された。
- 事業の見直しに伴う経営改善計画(改革計画を元に作成)への取組みについては、貸付事業の廃止時期が当初の計画より遅れたものもあったが、事業の廃止に伴い職員数を確実に減員し、管理運営費の削減に努めてきた。また、個人向け債権(入学納付金貸付金、奨学資金貸付金)については、経済的に就学が困難な者に対する貸付債権であり、滞納が発生しやすい状況にある中、文書や電話などによる督促や支払督促の法的措置を行い債権回収に努めているが、滞納額の回収率の向上までには至っていない。
- 平成31年度の廃止に向け、債権の整理・回収に業務を集約したところであり、今後は、債権回収について効率的かつ効果的な方法を検討し、管理運営費の削減も図りつつ、貸付金の回収額の向上、及び滞納額の解消に努めていく。また、平成31年度の廃止以後、県へ財団の業務が円滑に移行できるよう準備を進め、関係課室と調整を図っていく。

経営改善方針

- 平成27年度をもって新規貸付事業が終了し、31年度末の廃止に向け、貸付債権の整理・回収業務に特化することから、滞納の解消のため効果的な債権回収方法を検討し、回収業務の一部を専門の業者に委託することも検討する。
- 債権の早期回収のため、繰上返還について周知する。
- 効果的かつ効率的な債権回収方法を検討し、管理運営費の削減に努める。
- 平成31年度末の廃止後に、円滑に県へ業務を引き継ぐことができるよう債権整理を進める。
- 県民へのサービスを向上するために、親切で丁寧な対応と、迅速、公平、正確な事務処理を進めていく。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
債権の管理・回収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校法人向け債権(授業料軽減貸付金(高等学校、専修学校高等課程)、施設設備整備費貸付金)については、最終償還予定年度である平成31年度まで着実に償還手続きを進める。(毎年度) ○ 個人向け債権(入学納付金貸付金、奨学資金貸付金)については、経済的に就学が困難な者に対する貸付債権であり、滞納が発生していることから、自宅訪問、電話督促など滞納者への督促を強化する一方、長期滞納者に対しては、早期に支払督促の法的措置を行い、その後の経過に十分注意しながら、その効率的な債権回収に努める。(毎年度) ○ 早期の返還を促進するため、繰上返還の周知を図る。(毎年度) ○ 回収の見込みの乏しい債権については、必要な貸倒引当金の計上に努め、適切な管理を図る。(毎年度) ○ 債権回収の一部を専門の業者に委託することを検討する(毎年度)。 ⇒ 指標：貸付金返還率 平成26年度実績の2.8ポイント改善 ⇒ 指標：貸付金滞納額の各年度回収率 平成26年度実績の4.4ポイント改善
管理運営費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度末の廃止に向け、効果的かつ効率的な債権回収方法を検討し、管理運営費を削減し、効率的に処理していく体制づくりを図る。 ⇒ 指標：管理費総額 毎年度削減
県への事業引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度末の廃止後に、県へ円滑に業務を引き継ぐことができるよう債権の整理に努め、県と調整を開始する。(平成29年度から)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)								
指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
貸付金返還率(%) (返還済額/貸付総額)		90.6	91.8	92.3	92.9	93.4	—	平成26年度実績の2.8ポイント改善
貸付金滞納額の各年度回収率(%) (滞納分返還額/毎年度期首滞納額)		17.1	18.9	19.7	20.6	21.5	—	平成26年度実績の4.4ポイント改善
管理費総額(千円) 【財務指標】		44,439	44,200	44,100	42,100	42,000	—	毎年度削減
《特記事項》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度末に廃止予定であるため、数値指標は31年度までの設定とする ○ 滞納額の解消に向け、回収率の改善を図る。 ○ 早期回収を目的として、繰上返還の周知を図る。 ○ 管理費総額については、効率的な執行に努め毎年度削減する。 								

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 財団は、愛知県出資法人等改革プランに基づき、独自の計画を策定し、効率化を図ってきたところであるが、しなやか県庁創造プラン(平成26年12月)において、平成31年度末に廃止することが決定された。 ○ 財団においては、さらなる業務の効率化を図り、管理運営費の削減に努めるとともに、個人向け債権の回収業務に力を入れ、平成31年度末の廃止及び県への業務の円滑な移行に向けた準備を進める必要がある。

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	社会福祉法人愛知県厚生事業団	担当部課	健康福祉部健康福祉総務課
所 在 場 所	名古屋市東区出来町二丁目8番21号	電 話	052-325-7325
設立年月日	昭和39年4月1日(S38.3.1 財団法人として設立)	代 表 者	理事長 加藤欽一
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。		
主 要 事 業	・第1種社会福祉事業の経営(特別養護老人ホーム10施設、養護老人ホーム、救護施設2施設、障害者支援施設6施設、情緒障害児短期治療施設の設置経営) ・第2種社会福祉事業の経営(3保育所の設置経営、老人短期入所事業、障害福祉サービス事業、相談支援事業) ・公益事業の経営(中国帰国者支援交流施設の受託、2老人デイサービスセンターの設置経営、地域包括支援センターの設置経営、居宅介護支援事業、日中一時支援事業)		
Web サイト	http://www.ai-kou.or.jp		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	2
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	137,988	うち愛知県退職者(人)	1
	当期一般正味財産増減額(千円)	140,934	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	16,550,856	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	8,418
	負債合計(千円)	3,778,788	正職員総数(人)	1,023
	正味財産合計(千円)	12,772,067	うち愛知県退職者(人)	4
	うち一般正味財産(千円)	4,446,975	うち愛知県出向者(人)	2
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	43.1
	県からの補助金(千円)	75,672	正職員1人あたりの平均年収(千円)	4,962
	県からの委託料(千円)	119,733	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	6,546,545
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	10,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	0.15

現状と課題

超高齢社会といわれる今日では、社会の在り方や人々の生活が大きく変化してきており、社会福祉の現場では、福祉ニーズの増加や多様化への対応が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、当法人は、福祉ニーズの増加や多様化、自主自立経営に向けて改善・改革を行っていくための明確な経営戦略及び方針を柱とした5か年の経営計画を平成18年度から策定し、社会福祉事業や公益事業を実施してきました。

第1期計画では、指定管理者制度の導入等に伴い、県費の補填なしでの経営を可能とするため給与制度や組織の見直しによる経費削減を、また、平成23年度からの第2期計画では、自主自立の健全経営の確立と組織全体の活性化を図り、信頼されるブランドとして利用者や地域へ貢献していくことを計画的に進めてきましたが、今後、以下の課題に取り組んでいく必要があります。

1 利用者にとって安全、安心、快適な生活づくり

築40年を経過する救護施設1施設、特別養護老人ホーム3施設、障害者支援施設2施設については、建物及び設備の老朽化が進んでいるとともに、入所者の心身状況の変化とプライバシー配慮などの居住性に対応する介護機能及び設備が旧態化しているため、改築整備による生活環境の根本的な改善が急務であり、また、その他の施設においても、改築整備時期までの間、生活環境の大幅な改修を行う必要があります。

2 職員にとって安全、安心、快適な職場環境づくり

介護職においては、業界全体として人手不足の状態となっており、今後、ますます介護人材が不足する見込みであることから、介護人材を安定的に確保していくとともに、定年退職を迎えた高齢者の雇用制度が不十分であり、個人の体力や生活環境に合わせた多様な雇用形態を整備し、高齢者がより一層働きやすく活躍できる制度を構築する必要があります。

3 行政との連携と地域との共生

地域のニーズに即した福祉サービスの創出をより一層推進し、地域福祉に貢献するため、行政と連携して新たな事業展開を図る必要があります。

4 健全で安定的・持続可能な財政基盤の確立

介護報酬の改定や補助金の減少により、収益状況は明らかに悪化してきており、さらに、次々と老朽施設の建替えが迫っている中、十分な積立が困難となっており、自己資金で建設費をまかなうことが難しくなっているため、将来に渡り安定的な財政基盤を確立するための収入向上策を講ずるとともに積立金を確保する必要があります。

経営改善方針

平成28年度から32年度までの5年間、経営計画(第3期)において、次の4つのコンセプトに基づき、更なる発展的・安定的経営を目指します。

1 利用者にとって安全、安心、快適な生活づくり

満足と信頼を得られる生活環境整備及び援助技術の水準向上並びにサービスの質的向上を推進します。

2 職員にとって安全、安心、快適な職場環境づくり

介護人材の確保と業務の効率化などを推進します。

3 行政との連携と地域との共生

地域社会の進展に寄与し、信頼される施設経営を推進します。

4 健全で安定的・持続可能な財政基盤の確立

適正な収益を確保します。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
1 利用者にとって安全、安心、快適な生活づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽施設の改築及び改修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛厚新生寮の建替え ・ 特別養護老人ホーム2施設、障害者支援施設2施設の建替え ・ 大規模改修の実施 ○ 介護ロボットの積極的導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボットの導入 ○ 個別的ケアの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 24Hシートによるケア・記録システムの導入 ・ 利用者の社会的活動への参加 ○ 図解式介護マニュアルの作成及び活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図解式介護マニュアルの作成 ・ マニュアル活用のための研修の実施 ○ 看取り介護体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り介護マニュアルの作成 ・ マニュアル活用のための研修の実施 ・ 看取りのための環境整備 ○ 医療的ケア実施体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定特定行為業務従事者認定者の育成⇒ 指標:認定特定行為業務従事者認定者数(毎年度 26 人認定) ○ 認知症ケア体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者の育成⇒ 指標:認知症介護実践リーダー研修修了者数(毎年度 20 人修了) ・ 認知症介護指導者養成研修修了者の育成 ・ 認知症専門医との連携 ○ 強度行動障害支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)修了者の育成 ・ 外部の専門家との連携 ○ 食事に関する満足度を高めるサービスの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事に関する調査方法の見直し及び新たな調査の実施 ・ 問題点と課題の把握及び改善活動の実施
2 職員にとって安全、安心、快適な職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の採用及び活用方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者を雇用するための採用基準・給与体系・多様な雇用形態等の制度の導入 ○ 快適な職場環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境に関するアンケート調査の結果に基づく課題の抽出及び改善 ・ ストレスチェック実施及び職場環境改善 ・ 夜間の勤務形態見直しの検討 ○ 見守り型介護ロボット、移乗介助支援機器の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り型介護ロボット、移乗介助支援機器等の導入 ○ IT環境を活用した業務の省力化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録支援システムにおけるタブレットPCの活用 ・ 記録支援システムの改良
3 行政との連携と地域との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政との連携による事業展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉計画、老人福祉計画等への積極的参画 ・ 地域支援事業等の受託 ・ 地域の福祉ニーズに即した事業の展開 ○ 災害時の地域独居高齢者・障がい者への支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所における災害発生時の応援要請を想定した防災訓練の実施 ○ 地域における公益的活動の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における公益的活動の実践
4 健全で安定的・持続可能な財政基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業のあり方の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業定員等及び職員配置の見直し ○ 給与制度の見直しの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与制度の見直しの検討・方針決定 ○ 収入向上策の推進及び積立金の確保 ⇒ 指標:介護老人福祉施設平均利用率 96.02%の維持 ⇒ 指標:障害者支援施設平均利用率 90.70%の維持 ⇒ 指標:積立金の確保(単年度平均 350,000 千円以上) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種加算、空床期間のチェックを徹底する他、収支管理の実施

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
介護老人福祉施設平均利用率(%) (入所定員に対する利用率)		95.20	96.02	96.02	96.02	96.02	96.02	安定的な収入を確保するため、毎年度96.02%確保。
障害者支援施設平均利用率(%) (入所定員に対する利用率)		92.23	90.70	90.70	90.70	90.70	90.70	安定的な収入を確保するため、毎年度90.7%確保。
認定特定行為業務従事者認定者数		3	26	26	26	26	26	医療的ケアを充実させ、専門的知識・技術を高めるため、毎年度26人認定。
認知症介護実践リーダー研修修了者数		7	20	20	20	20	20	認知症ケアを充実させ、専門的知識・技術を高めるため、毎年度20人修了。
積立金の確保(千円) 【財務指標】		458,504	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	老朽施設を建て替えるため、単年度平均350,000千円以上確保。

《特記事項》

- 介護老人福祉施設平均利用率及び障害者支援施設平均利用率は、平成27年度実績見込を踏まえ、安定的な収入を確保できる水準として設定した。なお、障害者支援施設平均利用率については、三河山間部の施設の入所需要の低下傾向が続いていることを踏まえた水準とした。
- 認定特定行為業務従事者:医師の指示のもと、看護職員と連携し喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを実施できる者
- 積立金:減価償却積立金、建設費積立金、備品等購入費積立金、修繕費積立金、人件費積立金の合計額
目標数値は、介護報酬の改定等により収益が悪化する中で、老朽化が進む施設の建て替え資金を確保できる水準とし、平成28年度からの5年間の単年度平均で設定

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 当法人については、従来から県が設置した社会福祉施設を管理委託若しくは指定管理者として、施設運営に携わってきたが、平成14年に特別養護老人ホーム、平成23年には障害者支援施設等の移譲をうけて、県の社会福祉施策と連携して、本県の福祉の向上に貢献してきたところである。
- 元来、県の社会福祉施設の移譲をうけて運営していることから、県の行革大綱に基づき、経営計画(経営改善計画)を策定し、県の行革と歩調を合わせながら、経営改善等を実施してきたところである。
- 経営環境は今後も厳しい状況が続くと見込まれる中、利用者サービスの向上、人材の確保・養成、地域ニーズへの対応及び健全で長期的に安定した財政基盤の確立等、当法人が取り組む諸課題の改善に向けて、県として、連携を図りながら適切な指導及び必要な支援を行っていくこととする。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知公園協会	担当部課	健康福祉部子育て支援課
所 在 場 所	名古屋市東区出来町二丁目8番21号	電 話	052-935-5200
設 立 年 月 日	昭和54年8月1日(平成11年4月1日名称変更)	代 表 者	理事長 近藤則和
設 立 目 的	青少年の心身の健全な育成、県民の健康の増進及び県民の豊かな人間性の醸成に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする。		
主 要 事 業	公の施設を活用して、児童の健全育成のための遊びや学び、県民の健康増進のためのレクリエーション活動、豊かな人間性を醸成するための緑化に関する知識の普及及び野鳥の保護に関する知識の普及に関する場と機会を提供する事業		
Web サイト	http://www.aichi-park.or.jp/		

経営の状況			役員員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	2
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	△31,363	うち愛知県退職者(人)	2
	当期一般正味財産増減額(千円)	△31,363	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	712,963	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,650
	負債合計(千円)	521,475	正職員総数(人)	33
	正味財産合計(千円)	191,488	うち愛知県退職者(人)	0
	うち一般正味財産(千円)	181,488	うち愛知県出向者(人)	0
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	51.0
	県からの補助金(千円)	94,414	正職員1人あたりの平均年収(千円)	6,894
	県からの委託料(千円)	502,112	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	10,000
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	10,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	100

現状と課題

- 当協会は、青少年の心身の健全な育成、県民の健康増進及び県民の豊かな人間性の醸成に寄与するため、「愛知県児童総合センター」、「海南こどもの国」、「愛知県民の森」、「愛知県緑化センター」、「愛知県昭和の森」、「愛知県弥富野鳥園」の6施設について、指定管理者として円滑な管理運営に努めるとともに、各施設を活用した公益目的事業を実施している。
- 来園者に対しては「楽しく安全な公園づくり」を基本理念に、「1 魅力ある事業の展開」、「2 利用者の安全確保」、「3 利用者ニーズへの的確な対応」、「4 サービスの向上」、「5 効果的な運営」の5つの重点事項を実践し、各施設の適正かつ円滑な運営に努め、協会役職員は、「1 連帯感・一体性の醸成」、「2 サービス精神の向上」、「3 士気の高揚」、「4 経済性の発揮」、「5 利用の向上」の5つの運営方針を遵守し、職務の遂行に努めている。
- 当協会が管理するすべての施設が公募により指定管理者を選定する施設であるため、5年ごとに他の事業者と競争し、指定管理者に指定されなければ事業が継続できないという状況である。このため、施設の適正な維持管理、利用者サービスの向上、施設の利用促進に取り組みつつ、経費の削減を図り、各施設において次期指定期間の指定管理者として選定されるよう断続的な取り組みが必要となっている。
- しかしながら、5年ごとの競争に対応するためには、経費削減を優先せざるを得ず、設備投資的な支出や正規職員の採用など中長期的な取組みが困難となっており、このまま施設管理者としての専門的なノウハウを持った正規職員が減少し、任期付職員(準職員)が増加していけば、施設管理者としての専門性が低下することが危惧されるため、職員のノウハウの伝承、専門性を持った職員の育成・確保が課題となっている。

経営改善方針

- 業務マニュアルを随時に見直すこと等によって施設の機能維持と安全、快適な利用環境を確保する維持管理を実践し、また、職員の能力向上を促進すること等により、利用者サービスの向上及び利用促進を図る。
- 任期付き職員(準職員)の配置による人件費の削減、管理業務マニュアルの見直しによる作業効率の向上や施設・設備の長寿命化により、経費の削減を図る。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
<p>【利用者サービスの向上】 計画的管理等 管理業務マニュアル 安全性・快適性に配慮した管理 利用者ニーズの把握・分析及び対応 トラブル・苦情等への対応 ホスピタティーあふれる対応 質の高いサービスの提供 自主事業の実施 情報発信の充実 セルフモニタリング及び外部診断の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間及び指定期間中の「管理計画」を作成し、長期的な視野による健全な施設管理を行うとともに、具体的管理は計画内容に沿って作成した「管理作業マニュアル」に従って行う。(毎年度) ○ 管理業務についてマニュアルを見直し、業務の手順やノウハウを標準化することによって業務処理の統一と作業効率の向上を図る。(毎年度) ○ 事業の実施に当たっては、専門的知識、技術・技能、資格を有する者が担当するよう配置するとともに、特に、公の施設に対する利用者の信頼を損ねることがないよう安全管理を第一に重視し、併せて清潔・快適な利用環境を確保するよう管理業務を遂行する。(毎年度) ○ 利用者アンケートなどにより利用者ニーズを集約し、利用者サービス向上委員会によって検討のうえ、可能なものから実施する。また、速やかに管理運営に反映するよう職員に周知・徹底し、要望者等にも対応状況を周知する。(毎年度) ○ トラブル・苦情の再発防止に向けて組織的に対応するためデータベース化し、職員全員で共有することにより想定されるトラブルを回避する。(毎年度) ○ リピーターとして繰り返し利用していただけるよう、「接客マナー5原則」を「接客マニュアル」に従い常に実践するとともに、接客に携わる者全員がサービス資格(接客検定)を取得し、利用者から気軽に声をかけていただけるよう、ユニフォームやネームホルダーを着用する。(毎年度) ○ 職員のサービス改善に向けた提案を積極的に奨励するとともに、利用者サービス向上運動に年間を通じて取り組み、サービス意識の醸成を図る。定期的開催する運営会議での意見・要望等を活かしていく。(毎年度) ○ 便益施設として飲料水等の自販機の設置、レストランの営業等利便性の向上に向けた事業や、施設の設置目的から逸脱しない魅力ある自主事業を展開する。(毎年度) ○ イベント情報や有益情報を印刷物やインターネットを利用した的確に提供し、また、利用者が必要な情報に自由にアクセスできるようホームページを充実する。(毎年度) ○ サービス水準の状況について、定期的モニタリング調査を行い、自ら検証する。また、第三者も参加する運営会議による客観的な評価を行うことにより、サービス提供のレベルアップを図る。(毎年度)
<p>【利用促進】 広報・情報提供の充実 魅力あるイベント、行事等の実施 誘客活動の推進(団体利用の促進) 関係機関・団体等との連携・協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリシティ活動の積極的展開、関係機関や県が展開するコンビニエンスストアとの包括協定を活用したポスター等の効果的配付、ホームページによるタイムリーな情報提供など、施設の存在や役割を積極的にPRする。(毎年度) ○ 施設の設置目的や役割を効果的に発現するイベントや、当協会が管理する施設で実施し好評を得ているプログラムを他の施設で実施するなど、利用者の要望を活かした新規イベントを企画・提供する。(毎年度) ○ 遠足や総合学習、体験学習など学校行事等における団体利用の促進と、子供会や地域団体等によるレクリエーション活動や自然観察・環境学習のフィールドとして利用されるよう誘客活動を推進する。(毎年度) ○ 自治体や関係団体との関係を深め、協働して広報活動を実施し、集客に効果的な協力を進める。また、地元の観光協会等のイベントに積極的に協力し、施設の活性化を推進する。(毎年度) ⇒ 指標： 児童総合センターの年間入館者数(人) ⇒ 指標： 県民の森の有料施設年間利用者数(人) ⇒ 指標： 緑化センターの年間利用者数(人) ⇒ 指標： 昭和の森の年間利用者数(人) ⇒ 指標： 弥富野鳥園の年間入園者数(人) ⇒ 指標： 利用料金収入(千円)
<p>【経費節減】 人件費の縮減 人材育成への取り組み 施設管理費・運営費の縮減 環境への配慮 本部での事務の執行と施設応援体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域手当の削減、期末・勤勉手当の役職段階別加算の廃止、変形労働制の活用による職員の超過勤務の縮減、退職者の後任に準職員を補充するなど人件費を縮減する。(毎年度) ○ スリムな組織で業務を効率的に遂行するとともに利用者に対するサービス水準の向上を推進するために、人材育成方針に基づき、自己啓発や研修を実施し、マルチスタッフの育成を目指したジョブローテーションなど職員的能力を最大限発揮できるよう進めていく。(毎年度) ○ 業務委託やアルバイトで実施している業務を職員自ら行うなど業務全般についての見直し、作業効率の向上への取り組み、また、本部での消耗品の一括購入や業務委託の長期契約などの実施により、経費を縮減する。(毎年度) ○ 節電等エネルギーの効率的利用や節水、ゴミの持ち帰り運動、廃棄物排出量の減量、リサイクルの推進、グリーン調達など省エネ・省資源対策の様々な局面で環境に配慮した取り組みを推進し、光熱水費や消耗品費等の事務所運営費の縮減に努める。(毎年度) ○ 施設の業務が支障なく実施できるよう、各施設の共通事務を本部に集中して効率的に執行するとともに、本部職員による緊急時の施設応援体制を確立する。(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
児童総合センターの年間入館者数(人)		413,340	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	過去3年平均(408,774人)を万人単位で切り上げた410,000人を32年度目標値とした
県民の森の有料施設年間利用者数(人)		50,345	52,900	52,900	52,900	52,900	52,900	26年度実績の5%増を32年度目標値とした
緑化センターの年間利用者数(人)		655,900	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	過去3年平均(621,500人)を10万人単位で切り上げた700,000人を32年度目標値とした
昭和の森の年間利用者数(人)		285,100	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	過去3年平均(270,466人)を10万人単位で切り上げた300,000人を32年度目標値とした
弥富野鳥園の年間入園者数(人)		57,808	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	過去5年平均(56,872人)の5%増を32年度目標値とした
利用料金収入(千円) 【財務指標】		94,477	96,380	96,380	96,380	96,380	96,380	利用料金収入(各施設の利用料金の合計)の確保

《特記事項》

- 児童総合センター、県民の森、緑化センター、昭和の森及び弥富野鳥園の指定期間は、平成28年度から32年度までの5年間である(海南こどもの国は、平成26年度から30年度までの5年間)。
- 指標の目標値はいずれも指定管理者申請書「利用促進への取組」に記載した値である。
- 児童総合センター及び昭和の森の年間利用者数の指標については、大きな変動要因が含まれる平成23年度を平均から除くため(東日本大震災後の自粛とみられる有料施設利用者への影響)、過去3年(24～26年度)実績の平均値をベースとした。なお、緑化センターについては昭和の森と一体管理となっているため同一の算出期間とした。
- 県民の森の有料施設利用者の指標については、平成26年4月の消費税率引上げ(5%→8%)に伴う施設利用料金の変更を考慮し、26年度の利用者実績をベースとした。
- 弥富野鳥園の年間利用者数については、現行計画と同様に過去5年(22～26年度)の平均値をベースとした。
- 利用料金収入の対象施設は、児童総合センター、県民の森、昭和の森である。(海南こどもの国については、指定期間が平成30年度までであるため対象外とした。)

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 公益財団法人愛知公園協会は、県の行政活動を補完し、又は代行する機能を有する団体として、県が100%出えんし昭和54年8月に設立された。
- 同団体の平成28年度以降の業務は、愛知県から委託を受ける指定管理業務(公募指定施設5施設)であるため、県と結ぶ基本協定及び年度別協定に基づき、適切に業務を遂行していく責務が同団体にはある。
- 県としては、モニタリング等を通じて同団体に指導・助言を行っていく。また、指定管理者制度は、他の民間企業と対等な立場で競争するという制度であるため、この制度の趣旨を踏まえた上で、同団体の取組や努力が競争力の強化につながるよう相談に応じていく。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	担当部課	健康福祉部保健医療局健康対策課
所 在 場 所	知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地の1	電 話	0562-82-0211
設 立 年 月 日	昭和61年4月1日(36.8.28 財団法人東海対がん協会設立)	代 表 者	理事長 山川利治
設 立 目 的	健康づくりの振興に関する事業を行うとともに、結核、がん及びその他生活習慣病等の疾病の予防、早期発見等に関する事業を行うことにより、県民の健康づくりを推進し、もって県民の保健及び福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	健康づくり推進事業、がん・結核の検診事業、生活習慣病検診事業、特定健診・特定保健指導事業、介護予防支援事業		
Web サイト	http://www.ahv.pref.aichi.jp/ahpf/index.htm		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	3
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	△13,368	うち愛知県退職者(人)	2
	当期一般正味財産増減額(千円)	△13,132	うち愛知県出向者(人)	1
貸借対照表	資産合計(千円)	1,519,771	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	5,525
	負債合計(千円)	539,117	正職員総数(人)	85
	正味財産合計(千円)	980,654	うち愛知県退職者(人)	2
	うち一般正味財産(千円)	601,154	うち愛知県出向者(人)	4
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	42.7
	県からの補助金(千円)	5,729	正職員1人あたりの平均年収(千円)	5,564
	県からの委託料(千円)	500,540	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	379,500
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	300,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	79.1

現状と課題

- 人口の高齢化が進み、医療や介護などの社会保障費の増加が問題となっており、国は健康寿命の延伸を主要施策として掲げている。今後、事業団の果たしていく役割、求められる役割も大きくなることから、そのノウハウを十分に発揮していく必要がある。
- 事業団では、県民の健康づくりの実践指導を始め、研究開発、情報提供等を行うとともに、がん、結核、生活習慣病健診事業や特定健診・特定保健指導、また、市町村の健康づくりや介護予防の支援も行っている。今後とも、健康づくり指導者の養成や、市町村や企業等に対する支援を更に積極的に行うとともに、県民の健康づくりに貢献するため研究開発事業の一層の推進と成果の還元を進めていくことが求められる。
- 現在、実践を伴った研究開発ができる施設機能の特徴を活かし、厚生労働省からの研究事業を受託することにより、国の健康づくり施策に寄与してきており、今後も全国レベルの健康づくり施策へ一層寄与していくことが求められる。
- 民間企業が参入しづらい、へき地山間地域における事業展開は公益財団法人としての役割であるため、事業の採算性を考慮しつつ、支援を積極的に進めていくことが求められる。
- 研究開発事業により開発された保健指導プログラム等を活用した自主事業の取組みが十分進んでいるとはいえない状況にある。今後は研究開発事業の成果を自主的な事業に積極的に活用し事業展開を進めていく必要がある。
- 健診事業について、大口である市町村等公的団体については入札による契約が主流となってきていることから、確実かつ収益性の高い契約の獲得が難しい状況にある。安定的な事業運営を行っていくために、新規顧客の開拓等の対策が求められている。
- あいち健康の森健康科学総合センター(あいち健康プラザ)については、一部開所から18年が経過して施設・設備の老朽化が進みつつあることから、今後の施設のあり方について県において検討が進められることとなり、指定管理期間が平成28年度からの2年間とされた。現状において、あいち健康プラザの指定管理事業は事業団にとって大きなウェイトを占めていることから、今後のプラザのあり方いかんによらず、引き続き、事業団が健康づくりに必要な役割を果たすために、安定的な事業収入を確保していく必要がある。

経営改善方針

健康寿命の更なる延伸を目指し、「健康長寿あいちの実現」のため、健康づくりと生活習慣病、結核・がん等の予防に関する活動を通じて、県民の保健・福祉の向上に寄与し続けていく「健康づくりのトータル・コーディネイト」を行う機関として、中長期を見据えた経営の安定を目指してマネジメントサイクルに沿った堅実な運営を行い、公益性と経営の健全性の両立を目指します。

【法人運営】

- ・県民サービスの更なる向上を図るため、新たな健康づくりに関する需要への対応や個人情報保護に関する取り組みを進めます。
- ・事業の多様化と強化を図るため、環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりを進めます。

【公益性】

- ・愛知県健康づくりの拠点として、研究開発事業の成果を基に、先進的な付加価値の高い事業を一層進めていきます。
- ・あいち健康プラザの運営、特定健診・保健指導事業や市町村の健康づくりへの支援事業を通じて、県民の健康づくりに貢献していきます。
- ・あいち介護予防支援センターにおいては、市町村における介護予防事業が円滑に実施できるように市町村の支援に取り組んでいきます。
- ・民間企業が参入しづらいような対象・地域への支援を行っていきます。

【経営の健全性】

- ・あいち健康プラザにおいて、公益性を保ちながら、利用者数・受診者数の増加を図り、安定的な事業収入の確保に努めます。また、指定管理者として共同体を組んだ民間事業者の運営手法を活用して、運営体制の強化を進めます。
- ・事業団に蓄積された保健指導・健康づくりの技術等をもとに、自主的な事業についても積極的に取り組み、財源の確保に努めます。
- ・総合健診センターにおいては、一層の健診の質の向上を図るとともに、顧客ニーズの変化に対応した顧客満足度の高い健診体制で事業を進めていきます。
- ・健診事業と特定健診・保健指導事業の一体的な実施を進めていきます。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
【法人運営】 ○安定的な事業収入の確保 ○環境変化対応に向けた組織づくり ○経営改善計画の策定・推進 ○外部委託等契約方法の見直し ○団体固有職員の人材育成 ○非常勤職員の活用	○営業の強化やニーズに沿った事業展開等による安定的な事業収入の確保(毎年度) ⇒ 指標: 事業収入 26年度実績の7.6%増 ○各職員が経営参画意識を持って業務に従事できる組織づくりの展開(毎年度) ○健全経営に向けた経営改善計画の策定・推進(28年度～) ○委託内容の精査、入札制度の活用等を通じ経費を節減(毎年度) ○経営の状況や県及び他団体の状況を考慮しつつ、人材の育成・活用を促進するための人事制度等を検討(28年度～) ○事業の状況に応じ非常勤職員を活用(毎年度)
【公益性】 ○先進的な付加価値の高い事業の実施 ○研究・調査活動の推進 ○民間企業が参入しやすい地域への取組み ○情報公開の推進	○あいち健康プラザでは、実践活動や研究を通じて得た知見の下、質の高いプログラムを開発し、県民の健康づくりに寄与するとともに、市町村の健康なまちづくりを支援(毎年度) ○総合健診センターでは、地区診断を実施し、市町村や医療保険者の保健事業の企画立案を支援(毎年度) ○介護予防支援センターでは、あいち健康プラザと互いの検証結果やネットワークを相互活用し、市町村における介護予防事業の円滑な実施を支援(毎年度) ○健康日本21 あいち新計画の評価・見直し、次期計画作成に至る役割を遂行することで県行政に寄与(毎年度) ○顧客のニーズに応えるためのICT導入や柔軟な保健指導事業の運営(28年度～) ○特定健診・保健指導、宿泊型保健指導事業等、多職種集団による専門性の高い保健指導の推進(28年度～) ⇒ 指標: 特定健診・保健指導実施人数 26年度実績の21.1%増 ○市町村の健康づくり・介護予防事業推進のため、健康づくりボランティアの養成と活動の支援(毎年度) ○データヘルスや健康経営推進に向けて保険者や企業を支援(28年度～) ○各種研究活動を実施して職員の資質向上を図り、質の高い事業が継続できる体制を整備(毎年度) ○厚生労働省からの研究事業を受託し、国レベルの健康づくり施策に寄与(毎年度) ○へき地山間地域における事業の効率性と費用対効果に照らした健診体制の取組み(28年度～) ○インターネット等を活用した業務内容や施設情報等の公開(毎年度)
【経営の健全性】 ○運営体制の強化 ○設備更新 ○健診体制の検討 ○あいち健康プラザの事業の活性化 ○自主的事業の推進 ○健診の質の向上及びニーズの把握	○あいち健康プラザの指定管理者として共同体を組んだ民間事業者の迅速な事業展開や効率的な事業費執行などの運営手法を活用して、運営体制を強化(毎年度) ○事務所の統合や事業連携の強化について、問題点の整理及び車両の駐車場確保等を検討(28年度～) ○検診車両等の老朽化設備の計画的更新(毎年度) ○経済性等の点から集団検診の需要も引き続き見込まれるものの、顧客ニーズに対応した顧客満足度の高い健診体制を検討(毎年度) ○健診事業と特定健診・保健指導事業の一体的実施の推進(28年度～) ○医学的情報や体力検査・生活習慣情報をもとにした魅力あるプログラムの提供。健康に不安のある方に対する安全で満足度の高い健康づくり支援の実施(毎年度) ⇒ 指標: 健康度評価利用者数 26年度実績の2.3%増 ⇒ 指標: トレーニング施設利用者数 26年度実績並みの確保 ○科学的な評価に基づく継続的なプログラムの改善(毎年度) ○利用者ニーズに柔軟に対応した健康度評価のオーダーメイド化の検討(28年度～) ○子どもからお年寄まで楽しく最新の健康科学について学べる機会の提供(毎年度) ⇒ 指標: 健康づくり教室利用者数 26年度実績の2.7%増 ○研究開発事業により開発・蓄積された保健指導・健康づくりの技術をもとに、自主的事業への積極的な取組み(毎年度) ○各種専門技師を育成し、最新検査装置を導入して安定した健診の質を提供(毎年度) ○顧客から提案される様々な要望に柔軟に応えられるよう、総合健診センターを運営(毎年度) ⇒ 指標: がん検診受診者 26年度実績並みの確保 ⇒ 指標: 結核検診受診者 26年度実績の2.6%増 ⇒ 指標: 生活習慣病検診受診者 26年度実績の17.9%増 ○厚生労働省等のがん検診及び生活習慣病検診のあり方検討の動向を注視した適切な対応(28年度～) ○厚生労働省が掲げる「がん検診受診率50%達成」に資する事業の展開(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
健康度評価利用者数(有料)(人)		15,644	16,000	16,000	県においてあいち健康の森健康科学総合センターの施設のあり方検討が行われていることに伴い、指定管理期間が平成29年度までとされたことから、指定管理に係る事業(健康度評価利用者数・健康づくり教室利用者数・トレーニング施設利用者数)については、平成29年度までの数値目標とした。 平成30年度以降については、指定管理の受託状況に応じて、事業指標及び数値目標を示すこととする。			平成26年度実績の2.3%増
健康づくり教室利用者数(有料)(人)		12,753	13,100	13,100				平成26年度実績の2.7%増
トレーニング施設利用者数(有料)(人)		62,789	63,000	63,000				平成26年度実績並みの確保
特定健診・保健指導等実施人数(人)		3,755	4,148	4,248	4,348	4,448	4,548	平成26年度実績の21.1%増
がん検診受診者(人)		67,026	57,700	57,700	57,700	57,700	57,700	平成26年度実績並みの確保※
結核検診受診者(人)		79,446	81,500	81,500	81,500	81,500	81,500	平成26年度実績の2.6%増
生活習慣病検診受診者(人)		224,101	264,300	264,300	264,300	264,300	264,300	平成26年度実績の17.9%増
事業収入(千円) 【財務指標】		591,208	629,000	630,800	632,500	633,200	635,900	平成26年度実績の7.6%増

＜特記事項＞

- 県においてあいち健康の森健康科学総合センターの施設のあり方検討が行われていることに伴い、指定管理期間が平成29年度までとされたことから、指定管理に係る事業(健康度評価利用者数・健康づくり教室利用者数・トレーニング施設利用者数)については、平成29年度までの数値目標とした。
平成30年度以降については、指定管理の受託状況に応じて、事業指標及び数値目標を示すこととする。
- 事業収入:当事業団の事業収入のうち、あいち健康の森健康科学総合センターに係る事業収入分については、施設のあり方検討が行われていることに伴い、掲出していない。

※ がん検診受診者:28年度以降の目標数値は、検診車の減により受託できなくなった分を差し引いた人数を掲出

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- あいち健康の森健康科学総合センターは「健康日本21あいち新計画」の中で、県民の健康づくりを支援する中心施設として位置づけられており、指定管理者として共同体を組む民間事業者の運営手法を活用し、相互に連携することで、運営体制の強化を継続的におこなっている。平成28年度以降の指定管理においても引き続き同共同体が行うことから、これまでの管理運営実績を活かし、更なる経営の効率化とサービス向上に適切に取り組んでいくことが期待できる。県としても、より安定的な経営が行われるよう引き続き支援していく。
- あいち健康の森周辺施設と連携したヘルスツーリズムの更なる展開など、企業や他の部局との連携を深めていく必要があり、県としてもこれらを円滑に進められるよう支援していく。
- 健診事業において、民間企業が参入しないような対象・地域への支援などを実施しており、県としてもこれらの公益性の高い事業について引き続き支援をしていく。
- あいち健康の森健康科学総合センターは、平成9年の一部オープンから18年が経過し、施設の維持管理に必要な中央監視装置などが耐用年数を迎えようとしていることなどから、設備等維持更新について早急に検討する時期にきている。こうしたことを踏まえ、県として、今後の施設のあり方を検討していくこととしているため、当該法人へ必要な情報提供を行い、調整を行っていく。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人あいち産業振興機構	担当部課	産業労働部産業労働政策課
所 在 場 所	名古屋市市中村区名駅四丁目4番38号	電 話	052-715-3061
設 立 年 月 日	昭和46年12月1日	代 表 者	理事長 森 鋭一
設 立 目 的	県内中小企業等の経営基盤の強化、新たな事業活動への取組み、国際化への対応等を総合的に支援し、もって経済・産業の発展に寄与すること、また、県内の特定鉱害を計画的に復旧し、その有効な利用・保全に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	中小企業支援事業、小規模企業者等設備貸与事業、中小企業等助成事業、特定鉱害復旧事業		
Web サイト	http://www.aibsc.jp		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	3
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	△16,723	うち愛知県退職者(人)	3
	当期一般正味財産増減額(千円)	△12,883	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	19,462,693	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,729
	負債合計(千円)	18,918,318	正職員総数(人)	51
	正味財産合計(千円)	544,375	うち愛知県退職者(人)	6
	うち一般正味財産(千円)	416,555	うち愛知県出向者(人)	8
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	11,974,854	正職員平均年齢(歳)	49.3
	県からの補助金(千円)	456,756	正職員1人あたりの平均年収(千円)	5,552
	県からの委託料(千円)	1,134	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	3,330,309	基本財産(千円)	12,305
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	12,305
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	100

現状と課題

- 中小企業支援法に基づき知事が指定する県内唯一の中小企業支援センターとして、中小・小規模企業に対する経営基盤の強化や、新事業活動や創業の取組み支援等を実施しているが、中小・小規模企業等を取り巻く経営環境は、国内需要の減少や進展するグローバル化と新興国の台頭による競争の激化など依然として厳しい状況下にある。こうしたなか、愛知県中小企業振興基本条例(平成24年)や小規模企業振興基本法(平成26年)が制定されるなど、地域や産業を支える中小・小規模企業の重要性が認識され、中小・小規模企業への支援の強化が社会的に求められている。
- 今後増加するベテラン職員の定年退職に伴い、これまで培ってきた経験・知識・ノウハウ等が散逸し、機構の組織力・総合力の低下が懸念されるため、知識やノウハウ等の確実な継承が必要となる。
- 県財政状況の厳しいなか、今後の県補助金収入の大幅な拡充は困難であると予測され、また多くの中小・小規模企業の業績も厳しいなか、受益者負担の増も容易ではなく、中小企業等の要望に対応できるだけの安定的な財源の確保が必要である。
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止により、設備資金貸付事業及び設備貸与事業は平成26年度末で終了したが、設備貸与事業については、国が新制度を創設したため、平成27年度からは新制度事業を実施している。一方で、債権管理業務は、新旧制度とも実施していく必要があるが、これらの制度は、主に経営状況が非常に厳しい小規模企業を対象としているため、債権管理に努めても事業破たんによる貸倒れや事業不振による延滞が生じる可能性がある。
- 中小・小規模企業や創業を目指す方の経営上の諸問題を解決するために、豊富な実務経験を有する民間人や専門家による各種の窓口相談等を実施しており、他の中小企業支援機関との連携・協働の強化によるワンストップ支援機能の充実が必要である。
- 中小・小規模企業の受注の確保、取引の拡大を図るため、新規発注開拓調査や地域・広域商談会を実施しているが、発注企業の工場移転や世界経済の動向など様々な影響を受ける中小・小規模企業に対し、継続的な取引情報の収集・提供が必要である。
- 機構施策メニュー等をWebサイトやメールマガジン等で情報提供しているが、今後もWebサイトコンテンツの充実等により情報の発信・提供の強化を図り、各種の支援制度の利用を促す必要がある。
- 平成26年1月の産業競争力強化法施行に伴い、窓口相談などの創業支援に取り組む市町が増えており、創業コーディネーターによる相談、あいち創業道場などの創業支援、有望ビジネスマッチングなどの新事業支援においては、市町との連携のもと、中小企業支援センターとしての総合支援機能を活かした事業展開が必要である。

経営改善方針

組織、財務、サービスの観点から、次の3点を基本方針に据え、経営の改善に努める。

- 人員配置の適正化を図るとともに、固有職員を主体とする組織づくりを推進し、効率的かつ自立性の高い組織体制の整備を図る。
- 設備貸与事業等における延滞債権の更なる逓減や設備貸与額の確保により収支の健全化を図るとともに、国等の公募事業の実施や自主事業の拡充により財源を充実し、財務基盤の強化を図る。
- 経営基盤の強化、創業や新事業活動、国際化等に取り組む中小・小規模企業に対し、各種の支援事業やサービスの更なる充実に努め、商工会・商工会議所、金融機関等とのネットワークの活用などワンストップ支援機能の強化を図る。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
【人材・組織の強化】 人材の育成とノウハウ等の継承 団体の自立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修機会やOJTの充実などにより職員の能力開発・資質向上を図るとともに、ベテラン職員の定年退職に伴い機構の組織力・総合力が低下しないようOJTによる更なる知識やノウハウ等の継承に努める。(毎年度) ○ より専門性の高い支援を行うため、計画的に中小企業診断士資格を有する固有職員を採用するとともに、経験・能力に対応して固有職員を役職ポストへ積極的に登用し、固有職員を主体とする組織づくりに努める。(毎年度)
【財務基盤の強化】 事業資金の確保 貸倒引当金の確保 設備貸与事業延滞率の逡減 経営の健全性確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の一部有料化や自主事業の拡充及び効果的な資産運用を行うとともに、中小・小規模企業の支援ニーズに十分に対応するため、県と協議を図りながら国の委託・補助等の公募事業に積極的に取り組み、事業資金の確保を図る。(毎年度) ○ 設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業において、県から損失補償される元本部分を除く貸倒引当金を計上しており、引き続き適切な貸倒引当金の計上及び必要額の確保に努める。(毎年度) ○ 貸付申請にかかる審査精度を高めることに加えて、貸与後も経営状況を把握するとともに経営指導等を行い、延滞債権の逡減に努める。なお、県と協議のうえ回収不能債権を償却する。(毎年度) ⇒ 指標：設備貸与延滞率 平成26年度実績の0.7ポイント減 ○ 公益財団法人への移行(平成23年12月)後、財務諸表や債権管理等の内部統制に係る監査法人による外部監査を実施し、財務会計の適正処理及び情報開示の適正性を確保している。(毎年度)
【各種事業・サービスの充実】 利用者満足度調査の実施 経営相談体制の充実 取引あっせんの推進 設備の貸与 創業・新事業の創出 情報の提供・情報化の支援 国際ビジネスの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー、講座・講演会、商談会の参加者及び経営相談を受けた事業者に対するアンケート調査やフォローアップ調査を実施して、満足度やニーズの把握に努めるとともに、その結果を事業内容や手法の見直しに適宜反映させる。(毎年度) ○ 豊富な実務経験を有する民間人(マネージャー、創業コーディネーター等)や弁護士等の専門家による窓口相談等を実施し、中小・小規模企業や創業を目指す方の様々なニーズに応じた効率・効果的な支援を行う。(毎年度) ⇒ 指標：経営相談件数 平成26年度実績の6%増 ○ 国からよろず支援拠点事業を平成26年度から受託し、13人の専門家(コーディネータ、サブコーディネータ)を配置のうえ、中小・小規模企業の様々な経営課題に対する解決までの伴走型の支援を行う。(毎年度) ○ 県からプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業を平成27年度から受託し、人材戦略マネージャー・サブマネージャーを配置のうえ、プロフェッショナル人材活用による中小・小規模企業の経営革新を促す。(毎年度) ○ 県内外の発注企業に対し新規発注開拓調査を実施し、積極的に企業訪問等を行うことにより発注案件の増加に努める。また、地域・広域商談会を開催し、新規取引先の開拓や情報収集の交流の場を提供することにより、受注の確保、取引の拡大を図る。(毎年度) ⇒ 指標：取引あっせん件数 平成24～26年度実績平均の5%増 ○ 創業及び小規模企業等の経営の革新を図るため、小規模企業等に代わって設備を購入し、長期・固定・低利で割賦販売又はリースする。事業の利用拡大のために、商工会・商工会議所等と連携し、制度説明会の開催等により制度の周知・PRを行う。(毎年度) ○ 創業プラザあいち内に創業準備スペース等を設置し、創業コーディネーターによる相談や総合的な支援機能を活かした創業道場及び土曜集中講座等の創業支援を行う。(毎年度) ⇒ 指標：「創業プラザあいち」利用者数 平成26年度実績の6%増 ○ 新製品、新技術などを広く紹介し、ビジネスパートナー発掘の機会を提供するため、ビジネスプラン発表会並びに展示商談会を開催し、新事業の創出を図る。また、産学官連携による新事業支援及び人材育成を行う。(毎年度) ○ 国、県及び地域の金融機関で造成した基金の運用益を財源に、地域資源を活用した中小・小規模企業の新事業展開に対し助成する。なお、当事業は平成30年度に終了予定で、事業の継続について県や関係機関と協議を進めていく。(毎年度) ○ 当機構の支援メニューや企業の経営実態等の産業情報をインターネット上で公開するとともに、有意義な情報を掲載したメールマガジンの配信を行う。(毎年度) ⇒ 指標：ホームページページビュー数 平成26年度実績の30%増 ○ 中小・小規模企業にかかる経営・技術等に関する各種の情報を収集するほか、雑誌、図書、DVD等を購入し、「産業労働情報コーナー」において情報提供を行う。(毎年度) ○ 中小・小規模企業のIT活用の促進等を図るため、養成講座やセミナーを開催する。(毎年度) ○ 国際ビジネスに関する最新情報を提供するセミナーを開催するとともに、企業の従業員の育成を図るための貿易関連講座を開催する。また、海外ビジネスに関する専門家による窓口相談や各種情報の調査・情報提供を行う。(毎年度) ○ 上海市に愛知県と共同で上海産業情報センターを運営し、中国市場動向などの情報収集や県内中小企業の海外事業活動の支援を行う。(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
経営相談件数(件)		6,068	6,188	6,249	6,310	6,371	6,432	平成26年度実績の6%増
取引あっせん件数(件)		4,512	4,120	4,140	4,160	4,180	4,200	平成24～26年度実績の平均(4,000件)の5%増
「創業プラザあいち」利用者数(人)		4,421	4,509	4,553	4,597	4,641	4,686	平成26年度実績の6%増
ホームページページビュー数(千件)		1,456	1,600	1,673	1,746	1,819	1,892	平成26年度実績の30%増
設備貸与延滞率(%) (延滞額/貸与残高) 【財務指標】		8.2	8.0	7.9	7.8	7.7	7.5	平成26年度実績の0.7ポイント減

《特記事項》

- 経営相談件数において、国関連事業は数年間で終了し変動要素が大きくなるため件数に含めない。
- 取引あっせん件数は、登録企業からの受発注の申込みを受けて、商談会等を通じ相手企業を選定し、紹介・あっせんを行う件数。
- 「創業プラザあいち」利用者数は、「創業準備スペース」利用者と「交流・情報提供スペース」利用者の合計人数。
- ホームページページビュー数は、閲覧されたWebページ合計数(同じページが繰り返して表示された場合も集計)。
- 設備貸与事業延滞率は、契約書により定められた条件で回収できなかった債権残高の貸与残高に対する割合。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 設立以来、中小・小規模事業者の経営基盤の強化、創業や新たな事業活動への取組みに対する各種支援等により中小企業振興に大きな役割を果たしてきた。
- 中小・小規模企業へのより一層の支援のために、効率的かつ自主性の高い組織体制の整備を行い、他の中小企業支援機関との連携により、ワンストップ支援機能の強化を図る必要がある。
- 県としては、引き続き機構が効率的な運営を実施できるよう支援するとともに、指導を行っていく。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知県労働協会	担当部課	産業労働部労政局労働福祉課
所 在 場 所	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号	電 話	052-485-7151
設 立 年 月 日	昭和28年11月20日(昭和46年6月12日名称変更)	代 表 者	理事長 甲村洋子
設 立 目 的	勤労者がその能力を十分に発揮して、豊かで健康的な職業生活を実現することができるよう、働く意欲がある人の就労の支援及び勤労者の働く環境の改善を促進し、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	職業相談に関する事業、職業適性検査に関する事業、就労支援に関する事業、在宅就業支援に関する事業、労働教育に関する事業、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する事業、労働・産業関係情報の収集及び提供等に関する事業		
Web サイト	http://www.ailabor.or.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	2
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	△22,080	うち愛知県退職者(人)	2
	当期一般正味財産増減額(千円)	△22,080	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	232,833	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,461
	負債合計(千円)	96,399	正職員総数(人)	34
	正味財産合計(千円)	136,433	うち愛知県退職者(人)	2
	うち一般正味財産(千円)	135,433	うち愛知県出向者(人)	3
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	54.4
	県からの補助金(千円)	141,370	正職員1人あたりの平均年収(千円)	6,879
	県からの委託料(千円)	296,077	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	41,000
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	0
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	0

現状と課題

当協会は、勤労者を始めとした県民の教養文化の向上及び福祉の増進を目的に、県有施設である勤労者福祉施設の管理運営を中心に事業を実施してきたが、愛知県勤労会館の廃止に伴い、平成22年4月に愛知県産業労働センター17階の「あいち労働総合支援フロア」へ移転した。

その後、長期的な方針や今後取り組むべき事項を明らかにするため、平成25年3月に愛知県労働協会中長期計画(平成25年度から平成34年度)を策定し、「離転職者等に対する就労支援」、「中小企業の労働環境改善」、「労働関係団体・機関へのコーディネート」の3項目を柱とする事業をハローワークが行う無料職業紹介業務と一体的に実施してきた。

なお、平成27年度末をもって尾西勤労青少年福祉センターが廃止となることに伴い、施設の管理運営が終了となる。

今後は、これまで各事業で培ったノウハウを活かし、さらなる勤労者の福祉向上に向け、中長期計画で定めた3項目に沿った事業の一層の強化・充実を図った上で実施する必要がある。

協会運営面では、自主財源の拡大や効率的な事業執行、事務事業の合理化による経費の縮減に努めるとともに、事業の企画・実施能力を更に高め、事業の委託も積極的に獲得し、安定的・継続的な収益確保を目指していく必要がある。

また、固有職員の高齢化が進み、人事の停滞、組織の硬直化が生じているため、職員の個々の能力を高め、協会の次代を担っていく人材を育成するとともに、事業上、キャリアカウンセラー等の専門知識を有する必要があることから、さらなる有資格者の養成及び専門性を持った職員の採用等を検討する必要がある。

経営改善方針

愛知県労働協会中長期計画の3つの柱である「離転職者等に対する就労支援」、「中小企業の労働環境改善」、「労働関係団体・機関へのコーディネート」に沿った事業の強化・充実を図った上で確実に推進していく。

今後も自主事業の拡充や効率的な運営に努めるとともに、県など関係機関と連携を図りながら、中立・公正な立場で、就職に困っている人に対する就労支援や中小企業の労働環境改善などの事業に取り組み、勤労者福祉の向上に寄与するよう、県内唯一の労働関係の公益財団法人としての役割を果たしていく。

1 離転職者等に対する就労支援

求職者を取り巻く情勢が改善する中、それでもなお、就職が困難な若年者を始め、障害者、高齢者、女性等の就労支援に向けて、求職者個人の状況に応じたきめ細かな相談・助言等を実施し、就労に目途がつくまで支援することに努めていく。

2 中小企業の労働環境改善

職場や家庭で生き活きと豊かで生きがいのある職業生活を送ることができるよう、中小企業等における適切な労務管理を推進し、健全な労使関係を醸成するとともに、働く人のメンタルヘルス対策やスキルアップ支援を行う中で、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていく。

3 労働関係団体・機関へのコーディネート

行政機関、労使団体、NPO等の関係団体間の情報の共有化・連携を促進し、中立的な立場で労働関係情報の収集・分析・提供を行うとともに、キャリアカウンセラー等の有資格者のコーディネートや学生・生徒の職業意識形成の支援に努めていく。

4 協会運営の効率化

事務事業の合理化及び効率的な執行により経費削減を図るとともに、事業の企画・実施能力を高め委託事業の積極的な獲得と自主事業の充実・拡大により、経営基盤の強化を図っていく。また、専門性の高い固有職員の育成・確保を行い、労働関係の専門性が評価される団体を目指していく。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
1 離転職者等に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業相談事業 就職について相談したい者、職場で悩みを抱えている者、または離転職を考えている者等を対象に、適性検査を活用し自己理解を深めるなど、キャリアカウンセラーによる職業相談を行い、ハローワークと緊密に連携した就職支援や職場に適應できるような支援を行う。 ⇒ 指標：職業相談件数の平成26年度実績の達成・維持 ○ 職業適性検査事業 求職者等の適職探し、生徒・学生の進路選択や職業意識形成、企業の採用及び職場配置等の雇用管理を支援するため、検査の実施及び検査を活用した事業を行う。 ⇒ 指標：職業適性検査処理件数の14%増(平成26年度実績比) ○ 就労支援事業 出産や子育てのために離職した女性、再就職・転職を目指す女性や中高年求職者、就職が困難な若年失業者・フリーター等の就労支援に向けたセミナー等を開催し、就職に結びつける。 ⇒ 指標：就労支援セミナー受講者の満足度80%以上の確保(毎年度) ○ 在宅就業支援事業 家庭外で働くことが困難な者を対象に、社会参加や生活の安定を図るため、在宅就業(内職)に関する相談及びあっせんを行う。
2 中小企業の労働環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働教育事業 健全な労使関係の確立と時代に即した労務管理の推進を図るため、労働問題に関する専門知識を提供する講座を実施しているが、よりタイムリーな内容の講座を中心に、利用者のニーズに幅広く対応できる事業を展開する。 ○ ワーク・ライフ・バランス促進事業 社会情勢の構造変化や多様な働き方の実現のため、勤労者個々のキャリアアップのためのセミナー及び仕事に役立つスキル習得につながるセミナー等を実施する。 また、ストレス社会に対応するための心の健康対策の必要性が高まるなか、ラインケアやセルフケア等の予防法や対処法を紹介するメンタルヘルスのためのセミナーを開催する。
3 労働関係団体・機関へのコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働・産業関係情報の収集、提供等に関する事業 労働者、求職者、中小企業人事労務担当者、経営者等を対象に、就労支援、勤労者福祉、雇用管理、企業の経営管理など労働・産業関係全般に関する情報の提供を行う。 ⇒ 指標：産業労働情報コーナー利用件数の5%増(平成26年度実績比)
4 協会運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率化・合理化の推進 内部管理事務、組織体制及び人事労務管理の見直しについて引き続き取り組み、業務能力の向上や事務の簡素化・合理化を進め、スリムで効率的な事務局組織を構築する。 ○ 自立性の強化 蓄積されたノウハウを活かすとともに、事業の企画・実施能力を高め、委託公募事業を積極的に受託していくとともに、自主事業の充実と拡大を図っていく。 また、職員の資質向上のため、資格取得奨励、大学への派遣等の職員の育成及び適切な時期に専門性を持った職員の採用を検討するとともに、県OBや県派遣を必要最小限に留め、協会固有職員を登用していく。 ⇒ 指標：労働教育講座・セミナー受講料収入の20%増(平成26年度実績比)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
職業相談件数(件)		3,629	3,130	3,260	3,390	3,520	3,650	平成26年度実績の達成・維持
職業適性検査処理件数(件)		57,813	62,800	63,600	64,400	65,200	66,000	平成26年度実績の14%増
就労支援セミナー受講者満足度(%) (高評価回答者数/回答者数)		93.6	80%	80%	80%	80%	80%	毎年度80%以上の確保
産業労働情報コーナー利用件数(件)		18,718	19,140	19,280	19,420	19,560	19,700	平成26年度実績の5%増
労働教育講座・セミナー受講料収入(千円) 【財務指標】		16,624	19,700	19,700	19,950	19,950	19,950	平成26年度実績の20%増

＜特記事項＞

- 職業相談件数は、現在の雇用情勢からみると減少傾向にあるため、26年度実績の水準を確保することを目標とする。
- 就労支援セミナー受講者満足度は、受講者に対する5段階アンケート調査結果の上位2つの割合で算出する。
- 労働教育講座・セミナーは、協会唯一の自主事業であり、28年度にかけて労働関係法の改正等に伴うタイムリーな内容のものを企画して、大幅な収入増を図り、29年度以降もその収入水準の維持・向上を図っていき、自主財源を確保する。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 労働協会は、平成25年度に公益法人化し、現在、離転職者向けの就労支援、中小企業の労働環境の改善、労働関係団体・機関へのコーディネート事業を3本の柱として事業を展開している。
- 協会の運営にあたっては、効率的な運営を目指すと共に、協会の自立性の強化に向けた取組も進めており、一定の成果を上げている。
- このような現状を踏まえ、労働協会としては、日々の雇用経済情勢を敏感に捉え、離転職者向けの就労支援を始めとした事業を、時代のニーズにあった内容に見直しを行いながら実施していく必要がある。また、経営基盤の安定化を図るため、さらなる効率的な運営を目指すと共に、自立性の強化に向けた取組を一層推進する必要がある。
- 県としては、経営改善計画に基づき労働協会が行う取組に対して、このような観点から助言・指導を行うとともに、必要な支援を実施する。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	愛知県職業能力開発協会	担当部課	産業労働部労政局 産業人材育成課
所 在 場 所	名古屋市西区浅間二丁目3番14号	電 話	052-524-2031 (代)
設 立 年 月 日	昭和54年4月2日	代 表 者	会長 清水順三
設 立 目 的	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、愛知県の区域内において県と密接な連携のもとに職業能力の開発(職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発及び向上)の促進を図ることを目的とする。		
主 要 事 業	教育訓練事業、技能検定事業、職業訓練会館管理運営事業		
Web サイト	http://www.avada.or.jp		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	1
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	4,261	うち愛知県退職者(人)	1
	当期一般正味財産増減額(千円)	4,261	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	194,177	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	7,184
	負債合計(千円)	149,383	正職員総数(人)	9
	正味財産合計(千円)	44,794	うち愛知県退職者(人)	0
	うち一般正味財産(千円)	44,794	うち愛知県出向者(人)	1
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	51
	県からの補助金(千円)	24,353	正職員1人あたりの平均年収(千円)	7,100
	県からの委託料(千円)	0	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	0
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	0
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	0

現状と課題

当協会は昭和54年の設立以来、職業能力開発促進法に基づき、愛知県と密接な連携の下、県内のものづくり企業に働く、主に技能系従業員の職業能力の開発と向上の促進を図ることを目的に、教育訓練事業、技能検定事業を始めとした各種事業を、事業主、労働者等に対して大企業から中小企業まで幅広く実施し、地域の職業能力開発の推進に努めてまいりました。

教育訓練事業では、大手自動車関連企業始め多くの事業所で監督者の基本教育として活用され、その有効性が高く評価されている「TWI監督者訓練」やものづくり現場の新入社員から管理職に至るまで「階層別に行う教育訓練」を中心とした、各種教育訓練を実施しております。企業を取り巻く環境の変化や、人材、能力に対する企業ニーズの変化に応えられるよう適宜メニューの見直しを図りながら、これまで毎年多くの方に受講いただいております。

また、技能検定事業では、働く方々の専門的な技能や知識を一定の基準により検定し、これを国が公証する制度として、職業能力開発促進法に基づき昭和34年に始まった技能検定を、県内多くの企業や事業主団体等の協力をいただきながら公平・公正で適切に実施しております。愛知県は、これまで長年にわたり年間受検者数全国一番を続けております。

このように、県を始め関係機関と連携を図りながら、愛知のものづくりを支える人材の育成を支援する事業を推進しておりますが、国の制度の創設や見直し、社会的ニーズの変化、雇用の情勢、景気の動向などの外的要因に適切に対応するためには、安定的収入の確保・維持が必要であり、そのためには事業の安定・継続実施が第一の課題と考えます。

特に、平成27年度に国が定めた指定試験機関制度に基づき技能検定の「機械保全」職種の試験実施が民間へ移行し、財政的に脆弱となったことから、収入の安定的確保と併せて、業務や事務の改善・合理化、効率的・効果的な予算の執行に努め、収入と支出の両面から、財政基盤の強化・安定を図ることも当面の課題と考えます。

さらに今後、国では外国人の技能実習制度の見直しが予定されており、外国人実習生の受検者が大幅に増加することが見込まれております。前述のとおり他県に比べ大変多くの受検者を輩出しているため、公平・公正で適切な試験実施を継続させるうえで、大きな影響を受けることが想定されることから、県を始め関係機関と連携を一層密に図るとともに、円滑な事業継続に向けた着実な対応の実現が重要な課題と考えます。

加えて、協会事業の業務内容には専門性があるため、業務を適正かつ円滑に遂行するには、職員に豊富な知識と経験が必要です。事業を滞りなく継続していくには、ノウハウの確実な継承が不可欠であるため、長期的視野に立った人材の確保・育成も重要な課題と考えます。

経営改善方針

- 新規加入会員の獲得を図るとともに、各種事業の積極的な展開により、事業収入の安定的確保に努める。
- 職員のコスト意識の徹底、並びに業務のIT化などによるコスト削減、事業の効率化を図る。
- 適材適所の人事異動や長期的視野に立った人材の確保・育成に努める。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
企業の人材育成の支援	<p>○TWI監督者訓練を始めとする各種教育訓練の実施にあたり、ニーズの把握を行い、事業収入の安定的確保を図る。（毎年度）</p> <p>⇒ 指標：受講定員充足率 平成 24～26 年度の実績平均 72.6%の維持</p> <p>○職業訓練会館の運営にあたり、利用の大半を占める認定職業訓練や技能検定試験の利用者が、今後も安全・快適に利用できるよう配慮し、事業収入の安定的確保を図る。（毎年度）</p> <p>⇒ 指標：職業訓練会館利用率 平成 24～26 年度の実績平均 60.4%の維持</p> <p>⇒ 指標：職業訓練会館利用料収入 平成 24～26 年度の実績平均 14,400 千円の維持</p>
職業能力評価の普及	<p>○「技能五輪・アビリンピックあいち大会 2014」の成果に加え、技能五輪全国大会の 2019 年開催内定と、2 年連続となる 2020 年の県内誘致、及び技能五輪国際大会の 2020 年代初頭の誘致に向けた研究を契機に、全国大会参加選手の強化訓練など技能五輪推進事業の充実を図り、技能振興の一層の推進に努めるとともに、工業高校生や若年技能者に対しても技能検定制度の普及活動や受検勧奨活動を行い、事業収入の安定的確保を図る。（毎年度）</p> <p>⇒ 指標：一般技能検定受検申請者数 平成 27 年度実績の近似値 15,800 人の維持</p>
業務運営の効率化と組織機能の強化	<p>○協会事業を推進するにあたり、会員加入促進に努める。（毎年度）</p> <p>⇒ 指標：新規加入会員数 平成 24～26 年度の実績平均 16 会員の維持</p> <p>○事務の改善・合理化、並びに効率的・効果的な予算の執行に努め、財政基盤の強化・安定を図る。（毎年度）</p> <p>○職員の職業能力開発及び向上に努め、人材の育成を図る。（毎年度）</p>

事業指標・財務指標と数値目標（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）								
指標	年度	26 実績	28 目標	29 目標	30 目標	31 目標	32 目標	目標数値の説明
教育訓練受講定員充足率(%)		75.0	72.6	72.6	72.6	72.6	72.6	平成 24～26 年度の実績平均 72.6%の維持
職業訓練会館利用率(%)		62.3	60.4	60.4	60.4	60.4	60.4	平成 24～26 年度の実績平均 60.4%の維持
一般技能検定受検申請者数(人)		19,697	15,800	15,800	15,800	15,800	15,800	平成 27 年度実績(15,762 人)の近似値の維持
新規加入会員数(事業所・団体)		18	16	16	16	16	16	平成 24～26 年度の実績平均 16 会員の維持
職業訓練会館利用料収入(千円) 【財務指標】		14,660	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	平成 24～26 年度の実績平均(14,392 千円)の近似値の維持
<p>≪特記事項≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当協会の事業(教育訓練や技能検定等)は、県内のものでつくり企業で働く技能系従業員を主な対象としており、少子化や高校卒業直後の就職率の低下などの影響を大きく受けることから、現状維持を目標とする。 ○ 技能検定受検申請者数は、機械保全職種の間接指定試験機関への移行により、平成 27 年度に大幅に減少したため、当該年度実績(15,762 人)の近似値維持を目標とする。 								

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 当協会は、職業能力開発促進法に基づき、技能検定事務を中心として県の職業能力開発行政の一部補完又は一部代行するものであり、そこで行うべき業務内容は今後とも法及び県との連携のもとで実施される必要があるが、効率性の観点により、一定の独自性を確保するとともに、社会の変化に応じた柔軟な対応が可能となる体制づくりが求められる。
- 技能検定については、職種の統廃合、指定試験機関への移行などの国の動向に十分注意するとともに、技能検定以外の事務事業の拡充に努め、自己財源の確保とともに一層の合理化、効率化に向けた取組が必要となる。
- 2019 年(平成 31 年)、2020 年(平成 32 年)の 2 年連続の技能五輪全国大会の本県開催、2020 年代初頭の技能五輪国際大会の誘致・開催に向け、これまで以上に県及び関係諸機関との連携が重要となる。
- 職業訓練会館の有機的な活用が図られるとともに、県内の職業能力開発の拠点機関にふさわしい事業の実施が求められる。
- 県としては、経営改善計画に基づき協会が行う取組に対して、助言・指導を行うとともに、必要な支援を実施する。

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	名古屋高速道路公社	担当部課	建設部 道路維持課 有料道路コンセッション推進室
所 在 場 所	名古屋市北区清水四丁目 17-30	電 話	052-919-5400
設 立 年 月 日	昭和 45 年 9 月 24 日	代 表 者	理事長 永田 清
設 立 目 的	名古屋市の区域及びその周辺の地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	名古屋高速道路の建設事業及び管理事業		
Web サイト	http://www.nagoya-expressway.or.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)	
会計年度	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月		常勤役員総数(人)	4
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	0	うち愛知県退職者(人)	1
	当期一般正味財産増減額(千円)	0	うち愛知県出向者(人)	1
貸借対照表	資産合計(千円)	1,676,472,635	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	8,440
	負債合計(千円)	1,359,810,635	正職員総数(人)	155
	正味財産合計(千円)	316,662,000	うち愛知県退職者(人)	0
	うち一般正味財産(千円)	0	うち愛知県出向者(人)	7
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	81,389,058	正職員平均年齢(歳)	42.0
	県からの補助金(千円)	0	正職員 1 人あたりの平均年収(千円)	7,328
	県からの委託料(千円)	0	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	317,408,000
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	321,349,031	総額のうち県出資額(千円)	158,704,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	50%

現状と課題

名古屋高速道路公社(以下、「公社」と称します。)は、名古屋市の区域及びその周辺において、指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことにより、当地域の交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和 45 年 9 月に地方道路公社法に基づく全国初の指定都市高速道路公社として、愛知県と名古屋市により設立された。

昭和 54 年 7 月に大高線(高辻～大高間 10.9km)を初めて開通して以降、順次開通区間を拡大し、平成 25 年 11 月に 81.2 km の全線が開通し、そのネットワーク機能を十分に発揮することにより、今や名古屋都市圏になくはならない存在となっている。

日平均通行台数も 30 万台を超え、お客様の認知度も確実に高まっており、公社としての基本的な視点をこれまでの「整備」からお客様の視点に立った「利用」へと軸足を移し、きめ細やかな渋滞対策や安全対策を進め、お客様サービスを一層向上させられるよう、様々な取り組みを進めていく必要がある。

また、持続的に名古屋都市圏の基幹道路としての機能を果たすべく、早い段階から長寿命化対策に取り組むとともに、リニア中央新幹線に対応した新たなまちづくりとの連携を深めるなど、まさに「21 世紀の資産」として期待される役割をしっかりと果たしていきたいと考えている。

経営改善方針

公社では、平成 16 年 2 月に経営改善計画を定め、その後も中期経営計画(平成 19～22 年度、平成 22～25 年度、平成 25～27 年度)を策定し、建設事業完了を見据えて業務拠点の集約化を図り、スリムでコンパクトな組織体制へ移行する等の経営努力を続けてきた。平成 28 年 3 月には、「より利用しやすいサービスの向上をめざして」を経営方針とする中期経営計画(平成 28～30 年度)(案)をとりまとめ、引き続き必要な機能の充実を図りながら確実な債務返済を図るべく今後 3 年間で公社が進んでいく方向性を明らかにした。施策ごとの具体的な目標を皆さまに示し進捗を管理することで、本計画に定めた施策を着実に推進し、公社の基本理念・基本方針の実現に向けて、取り組んでいく。

(注) 現在、策定中の中期経営計画(平成 28～30 年度)(案)をもとに掲載しています。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
ネットワーク機能の発揮	<p>○ 周辺高速道路と一体となったネットワーク機能の発揮に向けて、名古屋西 JCT 建設工事の着実な推進による道路ネットワークの構築を図るほか、都心(名駅等)へのアクセス向上、災害時の対応力強化等、ソフト・ハードの両面から取り組みます。</p> <p><u>1)道路ネットワークの構築と有効活用</u> 伊勢湾岸自動車道、名二環等、周辺高速道路と一体となったネットワーク機能の発揮に向けて、名古屋西 JCT 建設工事の着実な推進を図るとともに、ネットワークの有効活用に向け、ETC2.0 による情報提供を行います。</p> <p>①名古屋西 JCT 建設工事 ②ETC2.0 による情報提供</p> <p><u>2)「より利用しやすい料金」について</u> 国土幹線道路部会の中間答申(H27.7.30)の記載内容を踏まえ、名古屋高速道路の現状と課題の整理に取り組んでいきます。</p> <p><u>3)都心へのアクセス(名駅等)向上の取り組み</u> 国・県・市等で構成される「リニア・高速道路アクセス向上調整会議」に参画し、名古屋駅周辺とのアクセス向上の具体化に向け関係機関とともに検討を進め、お客様により便利にご利用いただくよう取り組んでいきます。</p> <p><u>4)緊急輸送道路としての機能発揮等に向けた取り組み</u> 災害時の緊急輸送道路としての機能発揮のため、発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模地震を想定した実践的な防災訓練や災害対応力強化に向けた取り組みを実施することにより、災害リスクの低減に努めます。</p> <p>①実践的な防災訓練の実施 ②災害対応力強化に向けた取り組み</p>
お客様サービスの向上	<p>○ お客様が安全・安心・快適に名古屋高速道路をご利用できるよう様々な対策を講じるとともに、お客様の立場に立つて事業に取り組むため、いただいたご意見やご要望の積極的な活用に努めます。</p> <p><u>1)交通安全対策</u> ハード・ソフト両面での交通安全対策や、カーブ区間における施設衝突対策、また、ETC カード未挿入車の ETC 開閉パー接触を防止するための ETC 未挿入お知らせアンテナを増設するなど、お客様がより安全に走行できるよう取り組みを実施していきます。</p> <p>①交通安全対策(ハード、ソフト)の推進 ⇒ 指標: 中期経営計画(H28~H30)(案)に基づく、年度ごとの死傷事故率の目標を達成。</p> <p>②ETC カード未挿入お知らせアンテナ増設 ③逆走、誤進入対策 ④交通安全啓発活動</p> <p><u>2)道路情報提供の拡充</u> 道路情報板での「渋滞通過時間」の提供を行い、お客様ニーズにあわせて情報提供の拡充を図ります。</p> <p><u>3)交通規制回数・時間の縮減</u> ア 交通事故処理の迅速化 ⇒ 指標: 中期経営計画(H28~H30)(案)に基づく、年度ごとの交通事故処理に伴う渋滞時間の目標を達成。 イ 工事による交通規制回数の縮減 ウ 大雪による全線通行止時間の短縮</p> <p><u>4)渋滞対策</u> 現在渋滞が発生している箇所と、将来渋滞の発生が予測される都心環状線について、お客様が快適に走行できるよう、渋滞対策に取り組めます。</p> <p>①現在渋滞が発生している箇所への取り組み～丸田町 JCT、明道町 JCT～ ②現在渋滞が発生している箇所への取り組み～道路交通データを活用した錦橋出口渋滞対策の試行実施～ ③将来渋滞が懸念される都心環状線への取り組み～渋滞対策プログラムによる都心環状線渋滞対策立案～ ④交通状況の提供による渋滞対策～交通状況のお知らせ～</p> <p><u>5)お客様満足の向上</u> 名古屋高速道路を安全・安心・快適にご利用いただくために、お客様から寄せられたご意見、ご要望に耳を傾け、お客様ニーズに基づいた改善や施策への反映に努めます。 ⇒ 指標: 中期経営計画(H28~H30)(案)に基づく、年度ごとのお客様総合満足度の目標を達成。</p>

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
地域社会との共生	<p>○ 地域交流や環境保全に積極的に取り組み、地域社会との共生を図ることで、信頼性の向上と地域社会に貢献します。</p> <p><u>1) 広報活動の取り組み</u> ホームページや記者発表を通じた分かりやすく積極的な情報発信に取り組んでいきます。また、ネックス・プラザを活用した地域社会との交流を通して、地域の皆さまとの繋がりを深めていきます。</p> <p>① 分かりやすく積極的な情報発信 ② ネックス・プラザを通じた地域社会との交流</p> <p><u>2) 環境対策</u> 環境への影響の軽減に引き続き努めるとともに、エコ活動に取り組み、地球環境にも優しい名古屋高速道路を目指します。 公社は、より良い沿道環境を実現することは重要だと考えています。そのため定期的に環境調査を実施する等の環境施策を継続的に実施します。</p> <p><u>3) 地域への技術等の提供</u> 公社がこれまでに培ってきた技術力や経験を地域に提供し、地域社会に貢献します。</p>
適切な維持管理	<p>○ 末永く安全・安心・快適にご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めます。</p> <p><u>1) 道路施設の維持保全</u> 点検～診断～措置～記録といったメンテナンスサイクルを継続的に実施することにより、お客様に安全にご利用いただけるように努めます。 また、修繕計画は、点検結果に基づき、優先順位をつけて策定し、計画的に修繕を実施します。 点検・診断・修繕等のデータは維持管理業務支援システムに蓄積し、効率的にデータを活用することにより、適切な維持管理に努めます。</p> <p>① インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく個別施設計画の策定 ② 適切な維持管理に向けての取り組み ア 大規模修繕の確実な推進 ⇒ 指標：中期経営計画（H28～H30）（案）に基づく、年度ごとの大規模修繕完了延長の目標を達成。 イ リフレッシュ工事 ウ 東山トンネル天井板撤去 エ 損傷箇所対応 オ 道路付属施設の計画的な維持・更新</p> <p><u>2) 道路構造物の保全に向けた取り組み</u> 道路構造物の劣化に多大な影響を与える重量超過などの違反車両に対する取り締まりを強化します。</p>
経営基盤の強化	<p>○ 建設事業完了を見据えて、業務拠点の集約化を図り、スリムでコンパクトな組織体制へと移行しました。 今後、必要な機能の充実を図りながら、確実な債務返済を図るため、引き続きコストの縮減等による経営改善を進めるとともに、効率的で健全な経営を行うために、経営基盤を強化します。 ⇒ 指標：料金認可（H27.9）償還計画に基づく見通し値を達成。</p> <p><u>1) 円滑かつ効率的な事業推進</u> 業務の効率化を一層推進し、円滑かつ効率的な事業推進を図ります。</p> <p><u>2) コスト縮減に向けた取り組み</u> 道路の安全・安心・快適に影響のない範囲で可能な限りのコスト縮減を実施します。</p> <p>① 新技術等の導入 ② 効率的な資金調達の実現 ③ 人材の育成と新たな技術の蓄積 より高度な技術力が求められる場面でも着実かつ柔軟に対応し、将来にわたってお客様へ安全で高品質なサービスを提供するために、人材育成、新技術の蓄積に取り組んでいきます。</p> <p><u>4) 透明性・公正性の向上</u> より高度な技術力が求められる場面でも着実かつ柔軟に対応し、将来にわたってお客様へ安全で高品質なサービスを提供するために、透明性・公正性の向上に取り組んでいきます。 ア 入札契約適正化法及び公共工事品質確保法等への対応 イ 公事事業の透明性向上</p> <p><u>5) コンプライアンス及び技術者倫理等の徹底</u> 外部講師による講演会や研修等を実施し、コンプライアンス及び技術者倫理等の徹底を図ります。</p> <p>① コンプライアンス及び技術者倫理の徹底 ② 情報セキュリティ意識の徹底</p>

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
死傷事故率 (1億台キロあたりの件数)		6.6	6.4	6.3	6.2	(6.2)	(6.2)	H28～H30 は中期経営計画(案)に基づく目標値。H31、H32 は、計画期間外であるため、H30 目標値を据え置き。
交通事故処理に伴う渋滞時間(分)		75	70	70	70	(70)	(70)	H28～H30 は中期経営計画(案)に基づく目標値。H31、H32 は、計画期間外であるため、H30 目標値を据え置き。
大規模修繕完了延長(%)		未着手	2	13	25	37	58	H28～H30 は中期経営計画(案)に基づく目標値。H31、H32 は、年度ごとの計画に基づく目標値。
お客様総合満足度 (5段階評価)		3.55	3.6	3.6以上	3.6以上	(3.6以上)	(3.6以上)	H28～H30 は中期経営計画(案)に基づく目標値。H31、H32 は、計画期間外であるため、H30 目標値を据え置き。
償還準備金(億円) 【財務指標】		5,392	5,822	5,893	5,997	6,155	6,347	料金認可(H27.9)償還計画に基づく見通し値。

《特記事項》

- 死傷事故率とは、1万台の車が1万km走行した場合に起こる死傷事故件数を表す。
- 交通事故処理に伴う渋滞時間とは、標準的な事故処理に伴う車線規制や通行止めによる1件あたりの渋滞発生時間である。
- 大規模修繕完了延長とは、大規模修繕計画(H27.7 公表)における大規模修繕対象箇所(約 37.9 km)のうち、床版下面からの修繕が完了した供用延長の割合を表す。
- お客様総合満足度とは、お客様満足度調査による5段階評価の点数を表す。
- 償還準備金とは、建設費の返済に充てた金額の累計額である。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 名古屋高速道路公社は、平成28年3月に公表した「中期経営計画(平成28年度～30年度)」(案)に基づき、様々な取組を予定しており、今後は、これらの取組が着実かつ発展的に実施されるように指導・支援を行う。
- また、地方道路公社法に基づく指導・監督や、道路整備特別措置法に基づく道路管理者としての関与などにより、引き続き公社の健全経営を図っていく。

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	愛知県道路公社	担当部課	建設部 道路維持課 有料道路コンセッション推進室
所 在 場 所	名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号	電 話	052-961-1621
設 立 年 月 日	昭和 47 年 5 月 16 日	代 表 者	理事長 川崎昭弘
設 立 目 的	愛知県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	南知多道路始め 9 路線 1 駐車場の営業、愛知県管理の道路の管理及び建設受託		
Web サイト	http://www.aichi-dourokousha.or.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)	
会計年度	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月		常勤役員総数(人)	3
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	0	うち愛知県退職者(人)	3
	当期一般正味財産増減額(千円)	0	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	328,500,607	常勤役員 1 人あたりの平均報酬(千円)	6,652
	負債合計(千円)	254,920,514	正職員総数(人)	68
	正味財産合計(千円)	73,580,093	うち愛知県退職者(人)	0
	うち一般正味財産(千円)	0	うち愛知県出向者(人)	26
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	45.6
	県からの補助金(千円)	0	正職員 1 人あたりの平均年収(千円)	7,232
	県からの委託料(千円)	17,581	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	73,579,525
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	55,325,447	総額のうち県出資額(千円)	73,530,525
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	99.9

現状と課題

愛知県道路公社では、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく「愛知県国家戦略特別区域」の区域計画認定に伴い、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の3の規定に基づき、当公社が管理する有料道路において、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出等を目的として、愛知県有料道路運営等事業(有料道路コンセッション)の実施を予定している。

平成27年10月13日には道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく公社管理道路8路線について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく公共施設運営等事業に関する実施方針を公表した。その後、平成27年11月13日にPFI法第7条の規定に基づき特定事業を選定のうえ、平成27年11月16日に公募条件や公募手続、スケジュール等を定めた「愛知県有料道路運営等事業募集要項」を公表し、平成28年1月20日を期限として民間事業者からの参加表明書及び第一次審査資料の提出を受け、事業者の選定に向け第一次審査を行ったところである。

今後は、第二次審査を経て優先交渉権者を決定し、基本協定の締結、運営権を譲渡する特定目的会社との実施契約の締結及び業務の引き継ぎを行い、平成28年10月の事業実施を目指している。

有料道路コンセッションが導入されると、組織体制や業務内容など公社の運営形態が大きく変わることになる。このため、有料道路コンセッションが導入されるまでの間は次期経営改善計画の策定が困難な状況であり、有料道路コンセッション事業開始後に公社の在り方を見極めた上で次期経営改善計画を策定する。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	愛知県土地開発公社	担当部課	建設部用地課
所在場所	名古屋市中区丸の内三丁目19番30号	電 話	052-961-2531
設立年月日	昭和48年3月31日 (昭和40年11月1日 財団法人愛知県開発公社として設立)	代 表 者	理事長 杉浦健二
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。		
主要事業	土地取得事業、受託事業		
Web サイト	http://www.ai-tochi.or.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	2
損益計算書	当期経常利益額(千円)	641	うち愛知県退職者(人)	2
	当期純利益額(千円)	641	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	64,174,053	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,400
	負債合計(千円)	63,598,664	正職員総数(人)	36
	資本合計(千円)	575,389	うち愛知県退職者(人)	0
	うち準備金(千円)	475,389	うち愛知県出向者(人)	2
県の関与の状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	50.3
	県からの補助金(千円)	0	正職員1人あたりの平均年収(千円)	6,094
	県からの委託料(千円)	54,891	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	100,000
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	63,066,786	総額のうち県出資額(千円)	100,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	100

現状と課題

- 保有土地について
保有土地の処分については、これまでの経営改善計画においても重要課題として捉え、県に対して要望を重ねてきたところであるが、県が再取得することにより保有総額は減少したものの、5年以上保有している長期保有土地は解消されるまでには至ってはいないのが現状である。
こうした中、公社は、経営改善計画に沿って組織のスリム化等を継続的かつ着実に進めているところであるが、県においては、平成26年12月に策定した「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」の個別取組事項で「土地開発公社保有土地の計画的削減」を挙げ、取組期間である平成31年度までに長期保有土地を計画的に再取得することとしており、確実に実施されることが公社としても課題となっている。
- 組織について
これまで公社は、効率的かつスリムな組織体制の構築をめざし、正規職員の新規採用を凍結しながら、用地取得業務に精通した定年退職者を積極的に再雇用することで、用地取得能力を維持しつつ事業継続可能な組織体制の確保と人件費抑制を両立してきた。
しかしながら、平成27年度以降、再雇用職員が任期満了を迎える一方で、定年退職予定の職員はわずかであることから、定年退職者を再雇用することによる組織体制の維持は困難な状況となる。
こうした状況において、今後、県、国等から依頼される用地取得業務を執行するに際し、如何にして効率的かつ事業継続可能な組織体制を維持していくかが課題となっている。
また、「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」を踏まえた今後の更なるスリム化の推進に伴い、公社組織は益々限られたマンパワーを最大限に活用することが求められている。効率的に事業を執行するためには、職員一人ひとりの用地取得能力の更なる向上により公社組織力の強化に努め、引き続き、用地取得分野における専門集団として社会資本整備の推進に貢献していかなければならない。
- 県内社会資本整備への貢献と安定的な事業量の確保について
公社は、県事業を中心に、国からの依頼により用地取得等を行う国直轄事業や市町村事業の用地取得等を行うことにより、県内社会資本整備の推進に貢献するとともに、健全な経営基盤を維持してきた。
平成27年度からは、県内プロジェクト事業であるリニア中央新幹線保守基地の用地取得業務を新たに受託したことから、事業の円滑かつ迅速な執行に向け、計画期間内での早期履行に努めていかなければならない。
一方、国から継続的に依頼されてきた国直轄事業は減少しつつあるため、今後、安定的な事業量確保に向けた取組を行う必要がある。

経営改善方針

- 公社の保有土地について「しなやか県庁創造プラン」の個別取組事項に挙げられた「土地開発公社保有土地の計画的削減」に基づく計画的な再取得が行われるよう、県と連携、協働して進捗管理を行い、長期保有土地の削減及び新たな長期保有土地の発生防止に努める。
- よりスリムで効率的かつ事業継続可能な組織体制を構築する。
- 今後も用地取得分野における県事業の補完・代行機能を有する唯一の専門機関として、その役割を担うに必要となる人材の育成に努め、公社組織力の更なる底上げを行う。
- 県内社会資本整備への更なる貢献及び安定的な事業量の確保に努めるとともに、県の将来負担を発生させない健全な財務状況を維持する。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
長期保有土地の計画的処分	○ 県において、「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」の個別取組事項で「土地開発公社保有土地の計画的削減」が挙げられたことにより、現在ある長期保有土地は、今回の経営改善計画期間中の解消が期待される。確実な処分を進められるよう、公社は、県と連携、協働して進捗管理を行い、長期保有土地の削減及び新たな長期保有土地が発生しないよう努める。(平成31年度まで)
よりスリムで効率的な組織体制づくり	○ 事務局2課3グループ制の見直し(集約化)を検討し、管理部門の更なるスリム化を目指す。(平成32年度まで) ○ 用地部門における用地取得体制を見直し、事業規模に応じて職員を重点的に集中配置するなど、機動的かつ効果的な体制を整備する。(毎年度) ○ 減少する用地事務職員の補充措置として、再雇用期間が満了する職員を用地事務嘱託員として積極的に雇用することにより、引き続き、事業運営が継続可能な組織体制の維持と人件費の抑制を両立する。(毎年度)
人材育成の強化	○ 職員を用地専門研修へ積極的に参加させるとともに、平成27年度から実施しているプロジェクト事業への職員派遣を継続し、用地取得分野の専門集団としての能力向上・強化に努める。(毎年度)
県内プロジェクト事業への貢献	○ 公社が受託するリニア中央新幹線保守基地の用地取得業務の早期履行に努め、県内プロジェクト事業の円滑かつ迅速な執行に貢献する。(平成31年度まで) ⇒ 指標:リニア中央新幹線保守基地用地の用地取得率(%)を平成31年度までに100%を達成
市町村用地取得業務の確保	○ 県内各市町村への情報収集活動及びPR活動により、継続的に市町村事業に係る用地取得業務の受託を確保することで、当該地域の社会資本の早期整備に貢献するとともに、公社の健全な経営基盤の維持を図る。(毎年度) ⇒ 指標:市町村用地取得業務を毎年度1件以上受託
健全な財務状況の維持	○ 公社が代替地を自己資本(準備金)を超えて保有した場合に「県の将来負担額」が生じることとなるため、今後、代替地を取得する場合は十分な自己資本(準備金)を確保し、「県の将来負担額」を発生させない財務状況を維持する。(毎年度) ⇒ 指標:県の将来負担額を発生させない健全な財務状況を維持

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)								
指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
リニア中央新幹線保守基地用地の用地取得率(%)		0	→			100	—	県との用地取得協定期間である平成31年度までに用地取得率100%を達成
		この間で、用地取得率100%を達成						
市町村用地取得業務の受託(件)		3	1	1	1	1	1	毎年度1件以上、市町村からの用地取得業務を受託
県の将来負担額(千円) 【財務指標】		0	0	0	0	0	0	県の将来負担を発生させない健全な財務状況を維持
＜特記事項＞								
○ 県の将来負担額は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表している、県が将来負担すべき土地開発公社に係る額である。								

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」では「土地開発公社保有土地の計画的削減」及び「地方三公社の統合の検討」が挙げられており、県が公社保有土地を取得することで長期保有土地の解消を目指す一方、公社は統合も視野に、経営改善計画に基づき一層のスリム化を進める必要がある。
- 社会基盤整備の根幹となる事業用地の円滑かつ安定的な確保のためには、用地取得分野で県の補完・代行機関としての公社の役割は大きい。公社の組織力の維持、各職員の能力向上は県内社会資本整備の推進に影響するため経営改善計画に基づく着実な取組を要する。
- リニア中央新幹線建設に係る用地取得が円滑に行われるよう支援を行う。

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知県都市整備協会	担当部課	建設部 建設企画課
所 在 場 所	名古屋市中区三の丸三丁目2番1号	電 話	052-951-1431
設 立 年 月 日	昭和42年5月1日(昭和56年4月1日名称変更)	代 表 者	理事長 田中義章
設 立 目 的	愛知県内における都市計画事業、土地区画整理事業その他公共工事の促進、愛知県が設置する都市公園及び港湾施設の円滑な運営及び健全な利用、愛知県都市緑化基金による都市緑化を推進することにより、県土の有効利用及び良好な都市環境の整備促進を図り、もって地域社会の発展及び愛知県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市及びその周辺部における良好な居住環境並びに地域住民のふれあいの場と機会の提供を目的とする都市環境整備事業 ・水辺における安心・安全の確保及びふれあいの場と機会の提供を目的とする港湾環境整備事業 ・愛知県都市緑化基金を活用した民有地の緑化推進事業への助成及び都市緑化に関する普及啓発事業 		
Web サイト	http://www.aichi-toshi.or.jp		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	3
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	10,390	うち愛知県退職者(人)	3
	当期一般正味財産増減額(千円)	39,524	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	3,185,398	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	6,220
	負債合計(千円)	1,785,878	正職員総数(人)	71
	正味財産合計(千円)	1,399,520	うち愛知県退職者(人)	4
	うち一般正味財産(千円)	1,399,020	うち愛知県出向者(人)	13
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	48
	県からの補助金(千円)	0	正職員1人あたりの平均年収(千円)	7,160
	県からの委託料(千円)	1,455,608	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	500
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	0
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	0

現状と課題

○ 公園関係

平成18年度より導入された指定管理者制度により、牧野ヶ池緑地、大高緑地、小幡緑地、新城総合公園、尾張広域緑道、あいち健康の森公園、東三河ふるさと公園及び愛・地球博記念公園の8都市公園を指定管理者として管理運営を行っている。このうち、大高緑地及び新城総合公園については当協会では初めて、更なる公園の魅力を高めることを目的として民間事業者と共同体を組み管理運営を行っている。課題としては、施設の老朽化及び公園利用者数の増加対策である。

○ 港湾関係

平成18年度より導入された指定管理者制度により、海陽ヨットハーバーの指定管理者として管理運営を行っている。平成26年度からはネーミングライツパートナーとして株式会社豊田自動織機が選定され、愛称が「豊田自動織機海陽ヨットハーバー」となっている。課題としては、ヨット人口の減少及び施設の知名度向上対策である。

○ 建設技術関係

市町村が工事発注を円滑に進められるように積算システムの提供を行っている。平成27年3月31日現在、当該システムは24市町村で利用されているが、他のシステムを利用する市町村も多くある。課題としては、安定運営のために現状の利用市町村数の維持が重要となる。

○ 財務関係

公益目的事業を行う団体であり、常に収支の均衡を保ち収支相償が達成できるよう健全な経営に努める。

経営改善方針

○ 公園関係では、平成22年度に策定した有料施設の休業日の営業、利用時間の延長、施設内でのイベント(スポーツ大会、各種教室、各種持込イベントの誘致等)の充実等について、引き続き実施し、公園利用者の増加を図り、利用料金の収入増加に努める。

○ 港湾関係では、ヨット教室などを積極的に開催するなど海事思想の普及を図るとともに、出艇者数の増加を図り、利用料金の収入増加に努める。

○ 建設技術関係では、提供している積算システムの利用者ニーズに適切に対応し、システム導入市町村数の維持に努める。

○ 財務関係では、単年度の事業計画はもとより、中長期的計画を含め事業活動のための資金を調達するなかでも、金融資産による剰余金の運用拡大に努める。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
公園関係 施設休業日の営業、利用時間の延長、その他	<p>○休業日の営業：新城総合公園においては春・夏休み期間（毎年度）、尾張広域緑道においては夏休み期間（毎年度）、愛・地球博記念公園においては春・夏・冬休み期間（毎年度）、あいち健康の森公園においては年間をととして休業日となっている月曜日（祝日と重なる場合は最初の平日）（毎年度）営業を引き続き実施していく。</p> <p>○利用時間の延長：大高緑地においては庭球場の薄暮利用、野球場の早朝・薄暮利用（毎年度）、小幡緑地においては庭球場の薄暮利用、野球場及び球技場の早朝・薄暮利用（毎年度）、新城総合公園においては球技場、弓道場、野球場、競技場及び陸上競技場の早朝・薄暮利用（毎年度）、尾張広域緑道においては体育室、トレーニング室及び体育館の利用時間の延長（毎年度）、あいち健康の森公園においては球技場の薄暮利用（毎年度）、愛・地球博記念公園においてはサツキとメイの家の利用時間の延長、温水プールの利用時間の前倒し、野球場の薄暮利用を（毎年度）引き続き実施していく。</p> <p>○その他：大高緑地においては庭球場でテニス教室（今後実施）、水泳場で海の生き物ロボットイベントや県営公園で唯一であるゴーカートのPR（毎年度）、小幡緑地においては野球場でソフトボール大会（今後実施）、新城総合公園においては庭球場でテニス教室、弓道場でアーチェリー教室や近隣宿泊施設と連携したスポーツ合宿プランの提供（毎年度）、尾張広域緑道においては体育室で卓球教室（今後実施）やパッチワーク（毎年度）、あいち健康の森公園においては体育館で近隣大学と連携したスポーツ教室、老人会など平日のベビーゴルフ場利用の誘致（毎年度）、愛・地球博記念公園においては野球場での少年野球大会、茶室での月例茶会、茶室コンサート、アイススケート場でのスケート教室を（毎年度）引き続き開催していく。</p> <p>⇒ 指標：愛・地球博記念公園の利用者数、26年度実績の10%増</p> <p>⇒ 指標：愛・地球博記念公園以外の公園の利用者数、26年度実績の5～10%増</p> <p>○ 8都市公園を指定管理者として管理運営しているが、牧野ヶ池緑地、東三河ふるさと公園を除く6都市公園には野球場、庭球場、プール、スケート場等の有料施設があるため、公園の利用者数の増加とともにその施設の利用料金の増収を図り安定運営に努める。</p>
港湾関係 ヨット教室等の開催	<p>○ 初心者を対象としたスタンダードコース、技量の向上を目的としたレベルアップコースのヨット教室の開催、ヨット教室卒業者を対象としたフリーセーリングデーの開催、オープン参加型ヨットレース「海陽レガッタ」、クルーザー型ヨットレース「理事長杯ヨットレース」を開催するとともに、夏休み期間中に小学生を対象とした体験乗船会の開催、一般を対象とした「すなめりツアー」や東三河ふるさと公園と連携したイベントを開催するなど、ヨット人口の底辺拡大と施設の知名度向上を図っていく。</p> <p>⇒ 指標：海陽ヨットハーバーの年間出艇者数、26年度実績の5%増</p>
建設技術関係 積算システム導入市町村数の維持	<p>○ 協会が提供する積算システムは、平成27年3月31日現在、24市町村で利用されている。各市町村が導入するパソコンのOSへの対応等のシステム改修、日常の疑問解消や修理などサポート対応を迅速に行い、利用者の満足度を確保することで、利用者数の維持に努める。</p> <p>⇒ 指標：積算システム導入数の市町村数の現状維持</p>
区画整理事業関係	<p>○ 人件費を含む固定費（費用のうち委託費を除く）は、圧縮してきており、今後も引き続き経費削減に努める。また、支援業務については、ここ数年減少傾向となっているが、平成24年度の公益財団法人への移行に合わせて新設した「まちづくり計画推進事業」の利用について、市町に適宜説明を行うなど、まちづくり事業の初期段階から積極的な支援に努め、市町等からの要望に着実に対応していく。</p>
財務関係	<p>○ 各事業において中長期的に安定した運営が図られるよう職員構成及び配置の見直しを行い、更なる組織管理を高めることで、生産性を向上させ事業経費の集中化や継続発注等によるコスト削減を軸に事業展開し、合わせて経理事務の効率化を進め剰余資金の縮小を最小限に止める。また、各事業の資産状況及び事業推移を踏まえた的確な資金管理を行い事業間の効率的な融通を図ることで必要十分な準備資金を確保し、借りに依存しない財政基盤の維持に努める。</p> <p>⇒ 指標：資金調達借りの借入れ依存率0%の維持</p>

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
愛・地球博記念公園の利用者数(千人)		1,572	1,603	1,635	1,666	1,698	1,729	平成26年度実績の10%増 代表的な公園施設
上記以外の公園の利用者数(千人)		4,594	4,677	4,759	4,842	4,924	5,007	平成26年度実績の5～10%増
海陽ヨットハーバーの年間出艇者数(人)		8,189	8,275	8,360	8,435	8,520	8,605	平成26年度実績の5%増
積算システム導入数の市町村(自治体数)		24	24	24	24	24	24	平成26年度実績の維持
資金調達への借り入れ依存率(%)	【財務指標】	0	0	0	0	0	0	安定財務体質の堅持

＜特記事項＞

- 公園の利用者数及び海陽ヨットハーバーの年間出艇者数については、指定管理者指定申請書「利用促進に関する取組み」に記載した内容と同じ数値である。
- 指標の「上記以外の公園」には、牧野ヶ池緑地、大高緑地、小幡緑地、新城総合公園、尾張広域緑道、あいち健康の森公園、東三河ふるさと公園の7都市公園を含む。
- 財務関係では、事業収益が減少傾向にあるため事業進捗の把握に努め資金余力の維持を図る。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 指定管理の対象施設(都市公園及びヨットハーバー)について、指定管理者の計画どおり適切に管理運営が行われるよう、指導していく。
- 市町村支援用積算システムについて、都市整備協会の計画どおりユーザーの満足度が確保されるよう、指導していく。
- 財務状況について、コスト削減や経理事務の効率化が図られるよう指導していく。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知水と緑の公社	担当部課	建設部下水道課
所在場所	名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号	電 話	052-971-3031
設立年月日	昭和 55 年 7 月 25 日(平成 12 年 4 月 1 日名称変更、平成 25 年 4 月 1 日公益法人移行)	代 表 者	理事長 寺澤義則
設 立 目 的	愛知県内における上下水道施設、環境測定施設及び排水施設等の社会インフラの適正かつ効率的な運営管理等を行うとともに、そこで得た知識及び技術を社会に積極的に移転、拡大して、県内の環境保全と公衆衛生の向上及び災害の防止を図り、もって地域の健全な発展に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	流域下水道施設に関する技術等を活用した事業、水道施設に関する技術等を活用した事業、環境測定に関する技術等を活用した事業、汚水処理施設の水质管理に関する技術等を活用した事業、排水施設等に関する技術等を活用した事業等		
Web サイト	http://business3.plala.or.jp/awg/		

経営の状況			役職員の状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)	
会計年度	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月		常勤役員総数(人)	4
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	10,442	うち愛知県退職者(人)	3
	当期一般正味財産増減額(千円)	10,442	うち愛知県出向者(人)	1
貸借対照表	資産合計(千円)	2,855,996	常勤役員 1 人あたりの平均報酬(千円)	5,329
	負債合計(千円)	2,290,507	正職員総数(人)	119
	正味財産合計(千円)	565,489	うち愛知県退職者(人)	9
	うち一般正味財産(千円)	342,780	うち愛知県出向者(人)	8
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	47.37
	県からの補助金(千円)	0	正職員 1 人あたりの平均年収(千円)	5,954
	県からの委託料(千円)	9,204,408	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	220,684
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	23,187
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	10.5%

現状と課題

- 昭和 55 年 7 月、下水道事業の適正かつ効率的な管理運営等、下水道に関する施策に協力するため財団法人愛知県下水道公社として設立され、平成 12 年 4 月に、水環境や環境保全に係る関連業務の一元的な推進を図ることを目的に、(財)愛知県環境保全公社、(財)愛知県水道サービスセンター、(財)愛知県臨海環境整備事業団と統合し、財団法人愛知水と緑の公社となった。平成 25 年 4 月、公益法人制度関連法である整備法第 44 条の規定に基づく公益財団法人へ移行し現在に至っている。
- 主要事業である「流域下水道施設に関する技術等を活用した事業」については、昭和 55 年の豊川流域下水道供用開始時より、愛知県内すべての流域下水道の維持管理業務に携わり、そこで積み上げてきた技術、知識及び経験に基づくノウハウをもって、高いマネジメント能力と品質の高い技術力を提供している。また、水道施設、排水施設、環境測定施設等についても適正な運営管理を行い、「県民の快適で住みよい環境づくりに寄与する」という経営理念の下、長年にわたり社会に貢献している。
- 他にも自主事業として、下水道を始めとする社会インフラの役割と仕組みを、広く県民に積極的に普及啓発し、また、下水処理技術の向上及び管理経費の縮減を目的とした調査研究を行っている。
- 財務的な観点からは、借入金もなく、流動比率も 100%を超えており、短期的な経営の安定性に問題はない。
- 経常収益の9割以上が県からの委託料(指定管理料含む)であり、また、県の財政状況により影響を受けることから、より高いコスト意識のもと、さらなる事業の効率化と経費縮減努力が必要とされる。
- 高い技術と知識に基づき、確実に質の高い事業実施を継続していくため、職員の資質向上、若手職員への技術の継承等に一層の取組みが求められる。
- 公益法人としての役割を一層高めるため、公社の持つ専門的技術能力を活かした県や市町へ様々な技術的支援を進めるとともに、普及・啓発事業や調査研究事業の充実を図る必要があり、そのための着実な財源確保に努めることが求められる。

経営改善方針

当公社は、「県民の快適で住みよい環境づくりに寄与する」という基本理念と安全・安心な暮らしの実現のため、流域下水道運営管理事業を主軸とした公益性の高い事業を推進し、安定的継続的に事業実施可能な組織体制の構築を目指して、次の方針に基づいて、より一層の経営改善に努めることにより経営の健全化を図るものとする。

- 公益性の高い事業の確実な遂行に努め、公社の重要性や必要性を高めていく。
- より一層の経費縮減や専門的知識・技術力の向上等、組織力と競争力の強化に努めるとともに、公社経営の安定を図るため、必要となる業務執行体制の見直しや業務内容の改善を積極的に進め、新規事業の開拓等に努める。
- 下水道の理解促進のため、県民等への下水道知識の普及啓発を推進することはもとより、県内の環境保全と公衆衛生の向上及び災害の防止を図るため、効果的な普及啓発活動等を積極的に行う。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流域下水道運営管理事業を始め当社の主要な事業は「受託・依存型」であるが、社会情勢の変化を考慮し、自立性、自主性を高め、長期的に安定した経営を行う必要があると認識しており、その一環として、平成 25 年 4 月 1 日から公益法人へ移行した。今後も職員の教育や各種技術系資格の取得を積極的に促進し、当社の技術力・ノウハウを高めるとともに、県等の関係団体からの受託事業あるいは自主事業の新規開拓や、既存事業の拡大等の検討を進める。(毎年度)
経費縮減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚水処理電力量を削減する。(毎年度) ⇒ 指標：汚水 1m³ 処理するのに必要な電力量の削減(平成 26 年度実績の 2.5 ポイント減) ○ 豊田環境保全センター跡地汚水処理施設は、廃棄物最終処分場の埋立完了から約 30 年が経過しているが、汚水の水質改善が進んでいないことから、当面、処理施設の運転の継続をする必要がある。また、施設更新から6年が経過し、今後、設備の修繕、更新頻度の増加が見込まれる。経年的な運転経費の低減を図るため、処理状況の検証を行い、平成 30 年度までに今後の運転管理の改善を図る。 ○ 公社経営の効率化及び合理化の観点から、物品調達や委託発注の効率化を推進するなど、より一層の経費縮減に努める。(毎年度)
技術力向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知識・経験豊富な職員から若年職員への技術継承を図るため、研修計画を見直すとともに充実を図り、有資格者を確保する。(毎年度) ⇒ 指標：下水道技術(維持管理)資格保有率(平成 26 年度実績の9ポイント増) ⇒ 指標：2級ポンプ施設管理技術者資格保有率(平成 26 年度実績の 50 ポイント増) ○ 安全・確実な事業継続のため、計画的な新規採用職員の確保及び知識・経験豊富な退職者の活用を図る。(毎年度)
普及啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民への上下水道及び環境保全に関する知識の普及啓発を推進することはもとより、県内の環境保全と公衆衛生の向上及び災害の防止を図るため、効果的な PR 活動等を積極的に行う。また、県内の市町等の下水道及び水道事業の安全・確実な運営に資するため、経験の浅い当該事業職員を対象とした研修のさらなる充実を図る。(毎年度) ⇒ 指標：普及啓発行事、環境学習講座、技術研修会等の実施件数(平成 26 年度実績の 6 件増) ○ 下水道科学館の幅広い広報、PR に努め、平日の利用者、特に下水道普及啓発に重要な団体・学校見学者の確保に重点を置き、年間来館者数について毎年度 75,000 人以上を維持する。
技術支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門技術職員の不足する自治体への技術的支援を積極的に行い、公益財団法人としての社会的役割の拡充を図る。(毎年度)
自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県派遣職員の実績給支給については、公社自主財源での対応となるため継続的な負担は困難である。したがって、固有職員の役職登用を積極的に進めることで、公社自主財源の負担を減らし財務基盤を確保する。(平成 32 年度まで) ⇒ 指標：公社自主財源に占める県派遣職員人件費の負担率(平成 26 年度実績の 2.3 ポイント減) ○ 関係団体からの受託事業あるいは自主事業の新規開拓や、既存事業の拡大等の検討を進める。(毎年度)
経営の透明性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益財団法人として、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等をインターネットにより積極的に公開する。(毎年度)
人員配置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県派遣職員を必要最低限の人数へ削減する。(平成 32 年度まで) ○ 大気汚染測定局運営管理事業及び豊田環境保全センター跡地汚水処理施設運営管理事業は、県による委託方法の検討がされていることから、業務を適正に履行するための体制の見直し及び配置転換などを進める。(平成 30 年度まで) ○ 新日光川水閘門の供用開始に向け、安全・確実な運転管理が実施できるよう、管理体制を検討し、人員を配置する(平成 29 年度まで)。

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
汚水 1m ³ 処理するのに必要な電力量の削減(kWh/m ³)		0.118	0.1170	0.1166	0.1161	0.1156	0.1151	平成32年度までに2.5%縮減
下水道部技術系職員の下水道技術(維持管理)資格保有率(%)		91	94	97	99	100	100	平成26年度実績の9ポイント増
海部事業所の運転操作担当職員の2級ポンプ施設管理技術者資格保有率(%)		30	40	50	60	70	80	平成26年度実績の50ポイント増
普及啓発行事、環境学習講座、技術研修会等の実施件数(件/年度)		50	54	54	54	55	56	平成26年度実績の6件増
公社自主財源に占める県派遣職員人件費の負担率(%)		13.4	13.1	13.7	13.5	12.6	11.1	平成26年度実績の2.3ポイント減
	【財務指標】							

《特記事項》

- 水処理設備の効率的な運転に努めるとともに、県の行う改築更新工事に際して運転実績を基に助言を行い、省エネ型機器類の導入を促す。
- 浄化センター勤続5年以上の技術系職員(平成26年度末に在籍)において、平成32年度末時点での下水道技術(維持管理)資格の全員保有(100%)を目指す。
- 流域住民の命と財産を守る排水機場における基幹施設である排水ポンプを常に安全・確実に運転するため、排水機場の運転操作担当職員(実務経験年数不足により受験資格のない者を除く。)において、平成32年度末時点での2級ポンプ施設管理技術者資格の保有率80%を目指す。
- 普及啓発行事等の取組、自治体職員を対象とした技術研修会の実施などを平成32年度に56件実施する。
- 組織改編とあわせて人員配置計画を見直すことにより、派遣職員数を必要最小限の人数とし、公社が負担する人件費負担額を技術力の向上や普及啓発の実施へ充当する。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 公益財団法人として公社の持つ専門的技術能力を活用し、県民等への下水道知識の普及啓発をはじめ、公衆衛生の向上と環境保全及び災害の防止を達成できるよう県として指導を行う。また、流域下水道運営管理事業においては公社の効率的な運営がなされ管理費縮減が行われるとともに、一層のサービスの向上が図られるように指導していく。
- 大気汚染測定局運営管理事業については、適正に履行できるよう指導していく。
- 豊田環境保全センター跡地汚水処理施設については、確実な汚水処理を実施するとともに、更なるコスト削減が図られるよう指導していく。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	愛知県住宅供給公社	担当部課	建設部建築局 公営住宅課県営住宅管理室
所 在 場 所	名古屋市中区丸の内三丁目19番30号	電 話	052-954-1340
設立年月日	昭和40年11月1日(昭和25年10月1日財団法人愛知県住宅協会として設立)	代 表 者	理事長 伊藤輝明
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な住宅・宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。		
主要事業	分譲宅地、賃貸住宅の建設・管理、県営住宅の維持管理業務、地方公共団体連携住宅等建設事業 等		
Web サイト	http://www.aichi-kousha.or.jp		

経営の状況			役職員の状況(平成27年3月31日現在)	
会計年度	平成26年4月～平成27年3月		常勤役員総数(人)	2
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	245,129	うち愛知県退職者(人)	1
	当期一般正味財産増減額(千円)	76,793	うち愛知県出向者(人)	1
貸借対照表	資産合計(千円)	43,303,989	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	9,115
	負債合計(千円)	39,349,119	正職員総数(人)	109
	正味財産合計(千円)	3,954,870	うち愛知県退職者(人)	0
県の関与の 状況	うち一般正味財産(千円)	3,093,922	うち愛知県出向者(人)	4
	県からの借入金残高(千円)	1,215,932	正職員平均年齢(歳)	47.6
	県からの補助金(千円)	9,677	正職員1人あたりの平均年収(千円)	7,032
	県からの委託料(千円)	5,440,372	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	30,804,610	基本財産(千円)	32,500
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	32,500
県の一般会計等負担見込額(千円)	3,080,461	割合(%)	100	

現状と課題

- 分譲事業
分譲事業は、保有する宅地の処分完了をもって原則撤退としている。
海沿いに立地する団地では需要の低迷により販売が進まず厳しい状況にあるが、引き続き処分に努める。
- 賃貸住宅事業
公社賃貸住宅4,518戸を管理しているが、近年空家の増加に伴い収入が減少しており、支出の削減に努め、利益を確保している。
入居促進策による新規入居者の獲得及び既入居者に対する退去抑制策を講じることにより、家賃収入の向上に努める。
老朽化の進んだ住宅では建替等が必要となるが、当面は既存住宅を活用し、将来的には収益性を考慮した適正戸数に向けたスリム化を進める。
- 管理受託住宅事業
県営住宅等の管理受託事業は、引き続き管理業務の効率化を進める。
- その他事業
愛知県から工事監理等業務、地方公共団体から発注者支援等業務を継続的に受託している。
安定的な業務受託及び新規業務獲得のため、技術・ノウハウを継承するとともに職員の育成に努める。
- 借入金
保有宅地処分の遅れ等により繰上償還が進んでいない。
収入確保に努め、借入金残高の削減を進める。また、賃貸住宅の建替に向けて自己資金の確保に努める。

経営改善方針

- 既存建物の延命化と収益性ある賃貸住宅の建替によるストックのスリム化
- 空家解消等の増収対策の強化
- 修繕等のコスト削減
- 住宅管理業務の効率化
- 地方公共団体との連携、支援事業の拡大
- 分譲資産の早期売却
- 技術・ノウハウの継承と職員の育成

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
1 分譲事業	<ul style="list-style-type: none"> ○分譲資産の早期売却 <ul style="list-style-type: none"> ・分譲事業は原則撤退とし、保有宅地の処分完了を目指す (平成 32 年度までに実施) ・シーサイド吉良は、宅地の利活用について検討を継続 (毎年度) ⇒指標:保有宅地数 平成 32 年度までに0にする。
2 賃貸住宅事業	<ul style="list-style-type: none"> ○既存建物の延命化と収益性ある賃貸住宅の建替によるストックのスリム化 <ul style="list-style-type: none"> ・財務体質の強化を優先させるため建替サイクル 50 年を見直しており、住宅ごとに活用方法を整理 (平成 32 年度までに実施) ・平成 30 年代に建替又は廃止を予定する住宅について事業収支を見極めたうえで具体的な計画の策定 (平成 28 年度から実施) ・借地住宅の用途廃止に向けて用途廃止基準及び入居者の移転補償基準の整備 (平成 29 年度までに実施) ○空家解消等の増収対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の充実、入居者負担軽減策の拡充など居住者満足につながる入居促進策を拡充 (毎年度) ・県営住宅の高額所得者の誘導 (毎年度) ・定期借家制度を活用した柔軟な家賃設定 (毎年度) ・高齢者支援事業と連携した空店舗等の活用 (平成 28 年度から実施) ・和室から洋室への変更等需要に合わせた住宅改良の実施 (毎年度) ・退去抑制につながる長期入居者への退去抑制策の実施 (平成 28 年度から実施) ○修繕等のコスト削減 <ul style="list-style-type: none"> ・大口発注工事の調達スケールメリットの拡大、入札・発注方式の見直し、契約相手の選別集約し調達コストの削減 (毎年度) ・修繕工法の見直しによるコストの削減 (毎年度) ○技術・ノウハウの継承と職員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸事業を主体にしていくための建替事業に必要な計画策定や住宅管理業務等のノウハウの継承 (毎年度) ⇒指標:賃貸住宅の利用収入率 平成 27 年度実績見込み(78.4%)を維持する。 ⇒指標:賃貸住宅の家賃徴収率 平成 26 年度実績を 0.2 ポイント改善する。
3 管理受託住宅事業	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅管理業務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の効率的管理を行い管理代行制度の維持 (平成 29 年度更新) ・市営住宅の管理業務の受託額の適正化 (毎年度) ○技術・ノウハウの継承と職員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び市営住宅の管理業務に関するノウハウの継承 (毎年度)
4 その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体との連携、支援事業の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県から工事監理や特優賃審査代行業務等を引き続き受託 (毎年度) ・地方公共団体からの発注者支援業務等の受託拡大に向けた営業活動の強化 (毎年度) ○技術・ノウハウの継承と職員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事品質確保技術者の育成・維持 (毎年度) ・市町村技術支援等習熟に時間を要する技術職員に対し、技術継承ができる体制づくり (毎年度) ⇒指標:技術資格者数 5人を維持する。
5 借入金	<ul style="list-style-type: none"> ○借入金残高の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・分譲資産の早期売却や賃貸住宅事業の収益性向上を図り、既存借入金の残高を削減 (毎年度) ・賃貸住宅の建替事業に必要な自己資金の積立て (平成 28 年度から実施) ⇒指標:借入金残高 平成 32 年度末までに 284 億円にする。

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
各年度末の保有宅地数(宅地)		76	35	32	19	16	0	平成26年度末保有76宅地の処分
賃貸住宅の利用収入率(%) (実収入額/満室家賃総額)		79.4	78.4	78.4	78.4	78.4	78.4	賃貸住宅の利用収入率の維持
賃貸住宅の家賃徴収率(%)		98.4	98.4	98.5	98.5	98.5	98.6	平成26年度実績の0.2ポイント改善
技術資格者数(人)		4	5	5	5	5	5	公共建築工事品質確保技術者I種資格者の育成・維持
各年度末の借入金残高(億円) 【財務指標】		328	312	304	298	291	284	平成26年度末残高から44億円の償還

＜特記事項＞

- 中期経営計画(平成21年度から平成30年度までの10年間)については、計画期間の中間年を経過したことから、これまでの取組と結果を検証するとともに課題と対策を取りまとめ、中期経営計画の達成目標の見直しを行った。
- 事業指標・財務指標の考え方
 - ・保有宅地数は、南海トラフ巨大地震の被害予測から海沿いに立地する団地で宅地の需要が低下している状況にあるため、幅広い処分方法を検討し、平成32年度までに処分する。
 - ・「賃貸住宅の利用収入率」について、従来の指標である年度末時点での入居率と比べ、より収入に着目した年間の利用収入率(実収入額/満室家賃総額)を指標とする。なお、賃貸住宅の老朽化に伴い入居率・収入の低下が続いているため、直近値である平成27年度実績見込み(78.4%)の維持を目標とする。
 - ・ベテラン職員の退職が進む中、技術の継承、質の維持を継続的に行っていく必要があり、特に、技術資格を有する職員は、地方公共団体からの発注者支援業務等の受託拡大には欠かせないため、職員に実務経験を積ませ、発注関係事務を適切に実施できる人材としての『公共建築工事品質確保技術者I種』の有資格者を育成し、技術資格者数を維持する。
 - ・公社の事業は借入金をもとに実施しており、平成22年度から平成26年度で87億円の削減を図った。しかしながら、保有宅地の処分の遅れや賃貸住宅収入の減少により償還目標を達成していない状況にあるため、公社を取り巻く環境を踏まえた新たな償還目標(平成27年度から平成32年度までに44億円の償還)を掲げ、様々な施策を展開し、引き続き借入金残高の削減を図る。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 平成22年3月に、公社自らが積極的に改革・改善に取り組み、経営健全化を進められるよう、県(建設部)として、個別・具体的な対策を改革プランとしてとりまとめた。
 - 【改革プランのポイント】
 - ・分譲住宅事業からは原則撤退、長期保有地の早期処分
 - ・高齢者向け賃貸住宅の検討、需要動向を十分考慮した建替住宅の供給量決定
 - ・厳格に採算性を判断した建替対象住宅の選別
 - ・非建替住宅の活用・処分の推進及びストックのスリム化
 - ・賃貸住宅事業の収益を、建替事業の自己資金積立分を除き、借入金償還への優先充当
 - ・公社の経営改革の実効性向上に県の積極的関与
- 公社は、平成22年3月に改革プランの内容を含む中期経営計画を策定したが、計画策定から6年が経過したことから、社会情勢の変化等を踏まえ、現状を再分析し、課題と対策の整理、数値目標の見直しを行った。県として、公社の経営改善、数値目標の達成に向け、実効性が上がるよう、引き続き指導を行う。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	担当部課	教育委員会管理部総務課
所 在 場 所	名古屋市中区新栄一丁目 49 番 10 号	電 話	052-242-1500
設 立 年 月 日	昭和 48 年 7 月 16 日	代 表 者	理事長 伊藤克博
設 立 目 的	この法人は、広く教育、文化及びスポーツ(レクリエーション活動を含む。以下同じ)の振興に資する事業を行い、愛知県における教育及び文化の水準の向上及び発展並びにスポーツの普及奨励に寄与することを目的とする。		
主 要 事 業	教育相談、能力開発(中学夜間学級)、教員人材銀行、スポーツ振興事業、体育施設及び社会教育施設の管理運営、教育会館管理運営、埋蔵文化財発掘調査		
Web サイト	http://www.aichi-kyo-spo.com		

経営の状況			役職員の状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)	
会計年度	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月		常勤役員総数(人)	4
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	△25,241	うち愛知県退職者(人)	4
	当期一般正味財産増減額(千円)	△25,241	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	1,811,778	常勤役員 1 人あたりの平均報酬(千円)	6,103
	負債合計(千円)	1,005,383	正職員総数(人)	105
	正味財産合計(千円)	806,395	うち愛知県退職者(人)	11
	うち一般正味財産(千円)	733,895	うち愛知県出向者(人)	5
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	47.8
	県からの補助金(千円)	255,467	正職員 1 人あたりの平均年収(千円)	6,198
	県からの委託料(千円)	1,335,175	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	102,500
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	30,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	29.3

現状と課題

- 指定管理施設の閑散期における利用促進
財団が受託している指定管理施設については、少子高齢化や情報化、余暇活動の多様化等の外部環境の変化により、他施設との差別化を図らなければ利用者数が減少していく状況にある。特に閑散期における利用促進が課題となっているが、今後は効果的な広報やPRに努めるとともに、地域のニーズに合わせた取り組みやプログラムを開発・充実し、施設の活性化と安定した収益の確保を目指していく必要がある。
- 指定管理施設における技術・技能の継承
指定管理施設の公募については、民間企業やNPOなど、他団体との競争が年々激化している。財団では、指定管理施設の受託数の減により余剰人員が生じる可能性を考慮し、職員の新規採用の抑制を図っている。代替措置として期限付任用職員を多く任用しているが、高齢化が進んでいる正規職員から若手職員への技術・技能の継承が困難な状況となっているため、経費を抑制しつつ、対策を検討する必要がある。
- 生涯学習推進センターの認知度の向上
社会教育、文化活動、ボランティア活動など、生涯学習は多様な分野にわたるが、人材ニーズの多様化や長寿化による余暇時間の増加により、その重要性はますます高まると考えられる。生涯学習推進センターにおいては、生涯学習情報システム「学びネットあいち」の運営や、生涯学習に係る各種講座等を実施しているが、現在はセンター及び実施事業の認知度が低く、学びネットあいちの利用者や講座等への参加者の数が伸びないため、効率的に財源を投入しつつ、より効果的な広報やPRの方法を考え、利用促進を図る必要がある。
- 埋蔵文化財発掘調査事業の安定化
埋蔵文化財発掘調査事業は、国、県の公共事業部局から依頼を受けた県教育委員会が、当財団に調査を委託するという方式をとっているため、開発事業の多寡による受託事業量の変動が避けられない。県教育委員会と連携し、設楽ダム関連調査などの長期事業について工事計画との調整によって事業量の平準化を図り、専門職員の確保や収支バランスに考慮して、計画的に事業を進める必要がある。また、専門職員の定年退職が順次予定されているが、安定した調査能力を担保するには知識・技能の継承が必須条件であるため、計画的な人員の補充を行う必要がある。

経営改善方針

- 経営の健全性の確保
自主事業の拡大や積極的な広報活動により安定した収益の確保に努めるとともに、収支のバランスを考慮した計画的な業務運営をすることにより、健全で安定した経営を行う。
- 経営の効率化
コスト削減などによる事業の効率的執行に取り組むとともに、財団を取り巻く環境の変化等に柔軟に対応した組織、定数、給与等の適正な管理に努める。
- 公益性の確保
公益法人として、公益性の高い事業・サービスを提供するとともに、透明性の高い経営を行う。
- 人材育成の推進
「組織は人なり」を人材育成の基本理念とし、各種研修と資格取得の推進により有為な人材の育成に積極的に取り組む。
- 指定管理施設の適正な管理
指定管理者指定申請書に記載した事項の着実な実行に努め、施設の一層の利用促進と利用者サービスの向上を図る。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
【経営の健全性の確保】 ○自主財源の確保 ○退職金のあり方の検討 ○指定管理施設の利用促進と利用料金収入の確保	○ スポーツ教室や野外体験活動事業など管理施設を活用した自主事業のさらなる拡大により、財源の確保を図り、県委託金及び補助金の割合を全体収入の80%以下とする。(毎年度) ○ 退職給付引当金の不足額を計画的に積立てることで、正味財産比率の増加を図る。(毎年度) ⇒ 指標:正味財産比率の3ポイント増（平成26年度実績比） ○ 他の県関係団体との均衡を考慮しながら、適切な退職金のあり方を検討する。(毎年度) ○ 指定管理施設の公募に際して提案した項目の進捗状況を、四半期毎にPDCAサイクルにより検証、評価するとともに、提案した項目を着実に実施することで利用料金収入を増加させる。(毎年度) ⇒ 指標:指定管理施設の利用料金収入の8%増（平成28年度目標比） ○ 県体育館について、各種競技団体との良好な関係を活かし、大規模大会の誘致などを推進する。(毎年度) ⇒ 指標:県体育館の利用者数の2%増（平成26年度実績比） ○ 旭高原少年自然の家について、主催事業・自主事業の拡大を図るとともに、営業・広報活動を推進し、宿泊者数の増加を図る。(毎年度) ⇒ 指標:旭高原少年自然の家の宿泊者数の2%増（平成26年度実績比）
【経営の効率化】 ○指定管理施設の効率的な運営 ○外部委託契約の見直し ○業務の簡素化・効率化	○ 複数の業務に従事可能となる職員のマルチスタッフ化や、職員相互の支援活動等により、指定管理施設の運営費の削減に努める。(毎年度) ○ より効果的な埋蔵文化財発掘調査を行うため、委託業務仕様書の見直しなど委託内容の改善を検討する。(毎年度) ○ 財団事務局及び各施設の事務所の業務内容の改善や、共通する事務事業の集約化を行い、それぞれの業務の簡素化、効率化を推進する。(毎年度) ○ 埋蔵文化財発掘調査事業について、財団が有する専門的な能力を有効に活用する方策について、県と協議していく。(毎年度) ○ 生涯学習推進センター及び実施事業の認知度が低く、学びネットあいちの利用者や各種講座等への参加者の数が伸びないため、効果的な広報やPRを行い利用促進を図る。(毎年度)
【組織・定数等の適正管理】	○ 財団を取り巻く環境への変化に柔軟に対応した組織・職制により、効率的な業務運営を行う。(毎年度) ○ 変形労働時間制の導入など、施設管理職員の勤務時間のあり方について所要の研究を行う。(毎年度) ○ 職員の定数について、平成18年度(愛知県教育サービスセンターと愛知県スポーツ振興事業団との合併時)比25%の削減を実施しつつ、限られたマンパワーを十分に発揮することで、一層高度化・複雑化する課題に対応する。(毎年度) ⇒ 指標:職員数の25%削減（平成18年度実績比）
【公益性の確保】	○ 公益性の高い電話相談事業において、ボランティア相談員の募集を新聞に掲載する等、人員の確保に努めるとともに、研修等により相談員の資質向上に努めることで、広く県民・社会への還元を図る。(毎年度)
【人材育成の推進】	○ ワーク・ライフ・バランスを実現するため、時間外勤務の削減や年次休暇の計画的な取得促進を図り、働きやすい職場環境を構築する。(毎年度) ○ 女性の活躍促進宣言を策定し、女性の個性や能力が十分に発揮できるよう意識し、潜在能力の開花と業務の選択幅の拡大を図る。(毎年度) ○ 障害者雇用促進法に定める法定雇用率は既に達成しているが、今後も継続的かつ計画的な雇用に努める。(毎年度) ○ 財団が企画・立案する指定研修と、公社等職員研修協議会が開催する研修を合わせて計画的に実施し、実務に強く、多様な業務に対応できる人材の育成を図る。(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
職員数(人)		105	100	100	100	100	100	平成18年度実績(135人)から25%削減
指定管理施設の利用料金収入(千円)		469,048	422,219	446,138	449,422	453,464	457,645	平成28年度目標の8%増
県体育館の利用者数(人)		640,285	646,700	653,100	653,100	653,100	653,100	平成26年度実績の2%増(29年度まで)
旭高原少年自然の家宿泊者数(人)		52,437	52,800	52,975	53,150	53,325	53,500	平成26年度実績の2%増
正味財産比率(%) (正味財産合計/資産合計) 【財務指標】		45	45	46	47	47	48	平成26年度実績の3ポイント増

＜特記事項＞

- 数値目標として挙げた指定管理施設の利用料金収入、県体育館の利用者数及び旭高原少年自然の家宿泊者数については、いずれも指定管理者指定申請書に記載した目標値である。
- 指定管理施設の利用料金収入の算出対象施設
県体育館、県スポーツ会館、一宮総合運動場、県総合射撃場、県野外教育センター、旭高原少年自然の家、県青年の家、県武道館
- 県体育館は、平成29年度までの指定であり、30年度以降の利用料金収入は、年0.7%増で積算している。
スポーツ会館は、平成28年度までの指定であり、29年度以降の利用料金収入は、24～26年度の3ヶ年平均で積算している。
野外教育センターは、平成30年度までの指定であり、31年度以降の利用料金収入は、年0.7%増で積算している。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 当財団はこれまでも効率的な運営を目指し、人員の削減を始めとした合理化への取り組みを進め、一定の成果をあげてきたところである。
- 人員削減によって正規職員の減少や高齢化が課題となっているが、働きやすい職場環境を整備し、人材育成を推進することで効率的な業務運営に努めてほしい。
- 管理施設を活用した自主事業をさらに拡大することで、各施設の利用を促進し、自主財源の確保を図るよう努めてほしい。
- 主要事業である指定管理施設の運営について、モニタリングを通して、効率的かつ質の高い運営ができるよう積極的にアドバイスをしていきたい。

空白ページ

経営改善計画(県統一公表様式)

名 称	公益財団法人愛知県体育協会	担当部課	教育委員会事務局学習教育部 保健体育スポーツ課
所 在 場 所	名古屋市中区新栄一丁目 49 番 10 号	電 話	052-264-1010
設 立 年 月 日	昭和 26 年 11 月 5 日	代 表 者	理事長 村木啓作
設 立 目 的	愛知県内のスポーツ団体の発展及び連携強化によりスポーツを振興・普及し県民の体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。		
主 要 事 業	各種大会事業、選手強化事業、指導者等養成事業、スポーツ少年団育成事業、体育振興普及事業、表彰事業、スポーツ安全保険事務受託事業		
Web サイト	http://www.aichi-sports.or.jp/		

経営の状況			役職員の状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)	
会計年度	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月		常勤役員総数(人)	0
正味財産 増減計算書	当期経常増減額(千円)	1,822	うち愛知県退職者(人)	0
	当期一般正味財産増減額(千円)	1,822	うち愛知県出向者(人)	0
貸借対照表	資産合計(千円)	222,066	常勤役員1人あたりの平均報酬(千円)	0
	負債合計(千円)	37,296	正職員総数(人)	5
	正味財産合計(千円)	184,770	うち愛知県退職者(人)	1
	うち一般正味財産(千円)	52,110	うち愛知県出向者(人)	0
県の関与の 状況	県からの借入金残高(千円)	0	正職員平均年齢(歳)	53.4
	県からの補助金(千円)	54,884	正職員 1 人あたりの平均年収(千円)	6,180
	県からの委託料(千円)	0	出資の状況	
	県からの損失補償に係る債務残高(千円)	0	基本財産(千円)	132,660
	県からの債務保証に係る債務残高(千円)	0	総額のうち県出資額(千円)	70,000
	県の一般会計等負担見込額(千円)	0	割合(%)	52.8

現状と課題

- 本県のスポーツ振興の補完は、本会の担う重要な役割である。特にトップアスリートの育成及び国民体育大会への県代表選手の派遣、また 2020 年東京オリンピックあいち選手強化事業、あいちスポーツコミッションなど、県と協働する事業については、組織体制を整備して対応する必要がある。
- 愛知県スポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン」において、本会の担う役割の具現化に向けた計画を策定し、必要な事業の実施に取り組むことが求められている。
- 不断の取組として、実施事業の効果・成果を役員会や各種専門委員会等で検証し、必要に応じて事業内容の改善を図り、公益法人として一層適した事業の構築にむけて取り組む必要がある。
- 公益法人制度改革により、役員の責任が明確に規定されることとなったこと、また、スポーツ活動においては、不測の事態が発生して事業実施主体に対する責任問題に波及することも考えられることから、このようなリスクへの対策を講じてガバナンスを確保することが急務である。
- 日頃からコスト意識の徹底や業務効率化を図り、経費の節減に取り組んでいるところであるが、本会の目的や役割を達成するための事業の実施や組織運営の財源確保のため相当の財源が必要である。本会の収入については、県からの補助金割合が大きいが、自主・自立的な運営を目指すためには、自主財源を確保する必要がある。

経営改善方針

- 県と協働する事業については、効率的かつ効果的な事業の実施に取り組むため、県との十分な意志疎通を図る。
- 常に社会のスポーツニーズを把握して、本会が実施する事業とのマッチングなどを確認・検証し、多方面からの情報や意見も取り入れながら事業に反映させる。
- 愛知県スポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン」の本会の担う役割の具現化に向け、「競技力の向上を目指す取り組みの推進」について、スポーツ関係団体と協力し、関連事業を構築する。また、「地域における子どものスポーツ機会の充実」については、状況に応じて既存の事業の見直しを図る。
- 役員の活動に伴って生じた賠償責任への対応や実施事業におけるリスクへの対策を講じ、公益財団法人としての社会的責任を明確にする。
- 一層の自主・自立的な運営を目指すために、役職員一丸となって新たな支援先を掘り起こし、賛助会員加入者等の拡大に努め、自主財源の確保及び財務基盤強化を図る。

主要事業・取組の内容	
事業・取組名	内容（実施予定年度）
【主要事業】	
○各種体育大会事業	○各種体育大会事業については、国民体育大会に派遣する監督の条件となる、(公財)日本体育協会(以下、日体協)公認スポーツ指導者資格保有者の拡大に向けた、日体協公認スポーツ指導者の養成講習会の実施に取り組む。(毎年度) ⇒ 指標:日体協公認スポーツ指導者登録数者の拡大(平成26年度比10%の増)
○選手強化事業	○選手強化事業の成果指標となる、国体の成績(順位)について、上位入賞を果たすべく関係競技団体と協力・連携して効果的な国体選手強化事業やジュニア選手育成事業の推進を図る。国体において、男女総合成績、女子総合成績ともに5位以内を目標とする。 また、強化選手のメディカルサポートを行う、日体協公認スポーツドクターやアスレティックトレーナーの確保も必要であり、日体協公認スポーツドクターや同アスレティックトレーナーの養成講習会にむけて受講者を積極的に派遣する。(毎年度) ⇒ 指標:日体協公認スポーツドクター登録者の拡大(平成26年度比10%の増) ⇒ 指標:日体協公認アスレティックトレーナー登録者の拡大(平成26年度比30%増)
○指導者等養成事業	○スポーツ活動を支えるスポーツ指導者は、社会的ニーズも高まることが予想されることから、競技団体と協力して日体協公認スポーツ指導者の養成に一層、取り組む。(毎年度) ⇒ 指標:日体協公認スポーツ指導者登録者の拡大(平成26年度比10%増)
○スポーツ少年団育成事業	○スポーツ少年団の活動理念に基づく指導者を育成するために、日本スポーツ少年団が認定する登録指導者の拡大に向けて、スポーツ少年団認定員(認定登録指導者)養成講習会を県内各地で実施する。(毎年度) ⇒ 指標:スポーツ少年団認定指導者登録者数の拡大(平成26年度比10%増)
○表彰事業	○本会の表彰規程に基づき、県内のスポーツ功労者や優れた成績を収めた選手・監督に対して表彰事業を実施する。本会広報紙やホームページ等に受賞者を発表して広く功績を称える。(毎年度)
○県関係団体との連携・協働	○本会加盟団体との連携・協働を継続して、多方面な意見を反映した事業の構築及び推進を図る。(毎年度)
【組織運営】	
○自主財源の確保	○財源確保として本会の活動に賛同する、新たな法人、団体、個人に対して財政的援助に向けたアプローチを行い、自主財源(賛助会費等)の確保拡大に努める。(毎年度) ⇒ 指標:自主財源の拡大(平成26年度比12%増)
○情報提供・サービスの向上	○県民のスポーツに関する電話相談、また本会ホームページや広報紙などを活用して、スポーツに関する様々な情報の発信を行う。(毎年度)
○個人情報の保護と情報公開	○個人情報管理の重要性を認識し、情報の取得及び取扱いについては厳重に配慮し、また社会的な責務として情報公開に努め、本会の一層の透明化を図る。(毎年度)
○職員の給与及び退職金の見直し	○本会の財政的状況を考慮しながら、県関係団体等との実態を踏まえて、適切な給与及び退職金のあり方を継続して検討する。(毎年度)
○非常勤職員の活用	○事業の遂行上、状況に応じて非常勤職員等の適材活用を行う。(毎年度)
○リスク対応・管理	○役員や活動や事業実施のリスクに対応する賠償責任保険に加入し、公益団体としての社会的責任を明確にする。 また、マイナンバー制度の実施にともなう、取り扱い規定の整備に取り組む。(毎年度) ○業務の改善や簡素化、効率化を不断の取組として継続的に実施する。(毎年度)

事業指標・財務指標と数値目標(計画期間:平成28年度～平成32年度)

指標	年度	26実績	28目標	29目標	30目標	31目標	32目標	目標数値の説明
(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者登録者数の拡大(人)		6,681	6,902	7,012	7,122	7,232	7,350	平成26年度実績の10%増
スポーツ少年団認定指導者登録者数の拡大(人)		2,650	2,738	2,778	2,818	2,858	2,915	平成26年度実績の10%増
(公財)日本体育協会公認スポーツドクター登録者の拡大(人)		178	184	187	190	193	196	平成26年度実績の10%増
(公財)日本体育協会公認アスレティックトレーナー登録者の拡大(人)		113	125	131	136	142	147	平成26年度実績の30%増
自主財源(賛助会費)の拡大(千円)		4,460	4,640	4,730	4,820	4,910	5,000	平成26年度実績の12%増

《特記事項》

- 多様なスポーツニーズに必要とされる、日体協公認スポーツ指導者の養成を図る。
- 選手強化におけるアスリートをメディカル的側面から支える、スポーツドクターやアスレティックトレーナーは必置であり、今後も継続して養成に取り組む。
- 健全なスポーツ少年団員の育成には、スポーツ少年団の専門知識を有する指導者の必要性であることを啓発し、認定指導者の養成に積極的に取り組む。
- 本会の活動に賛同する、新たな支援者を掘り起こし、自主財源の確保に努める。

参考

【経営改善計画に対する県所管部局の意見・考え方】

- 県からの運営費補助金は年々減少せざるを得ない状況であることから、財務指標である自主財源(賛助会費)の拡大や財政基盤の安定化について、危機意識を持ち、自主的な運営に向けて取り組んでいく必要がある。
- 愛知県スポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン」の策定に関わり、プラン推進の一翼を担っているため、県や関係団体との連携を強化し、諸事業を拡充していく必要がある。
- 平成25年度から「公益財団法人」へ移行しており、新公益法人会計基準に準拠した財務諸表を整備しているが、今後、より公益性を重視した事業の実施に向けて効率的な運営体制の整備に取り組む必要がある。
- (公財)日本体育協会公認スポーツ指導者登録者数、スポーツ少年団認定指導者登録者数、(公財)日本体育協会公認スポーツドクター登録者数、ドクター登録者数、(公財)日本体育協会公認アスレティックトレーナー登録者数の拡大の各事業指標については、体育協会の主要事業を実施するために不可欠であることから、県や関係団体と協働して積極的に取り組んでいく必要がある。

空白ページ

県関係団体経営改善計画
平成 28 年度～平成 32 年度

愛知県総務部総務課行政経営企画グループ

所在地 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話 052-954-6077 (ダイヤルイン)

Web サイト <http://www.pref.aichi.jp/somubu-somu/gyoukaku/index.html>